

(第一類 第三号)

第一百六十四回国会
議院 法務委員会 議録 第二十九号

(四一三)

平成十八年六月九日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長

石原伸晃君

理事 倉田雅年君 理事 棚橋泰文君

理事 西川公也君 理事 早川忠孝君

理事 松島みどり君 理事 高山智司君

理事 平岡秀夫君 理事 漆原良夫君

赤池誠章君 稲田朋美君

近江屋信広君 太田誠一君

笠川堯君 森山昌彦君

下村博文君 西銘恒三郎君

平沢勝栄君 三ツ林隆志君

水野賢君 森山眞弓君

矢野隆司君 保岡興治君

柳澤伯夫君 柳本卓治君

山本ともひろ君 石関貴史君

枝野幸男君 河村たかし君

小宮山泰子君 伊藤涉君

同(穀田恵二君紹介)(第二七三三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二七三七号)

同(笠井亮君紹介)(第二七三五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二七四〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第二七四一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二七三九号)

同(漆原良夫君紹介)(第二八〇二号)

政府参考人(警察庁刑事局長)

政府参考人(警察庁生活安全局長)

繩田修君

竹花豊君

安藤隆春君

河野太郎君

三ツ林隆志君

同(穀田恵二君紹介)(第二七三三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二七三七号)

同(笠井亮君紹介)(第二七三五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二七四〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第二七四一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二七三九号)

同(漆原良夫君紹介)(第二八〇二号)

政府参考人(法務省大臣官房司法法制部長)

政府参考人(法務省刑事局長)

政府参考人(厚生労働省社会・援護局)

政府参考人(厚生労働省社会・援護局)

政府参考人(法政大学大学院法務研究科教授)

政府参考人(弁護士)

政府参考人(法務委員会専門員)

政府参考人(弁護士)

同(滝美君紹介)(第二八〇三号)

同(倉田雅年君紹介)(第二八七一号)

同(萩原誠司君紹介)(第二八六七号)

同(佐々木隆博君紹介)(第二七九九号)

同(前田雄吉君紹介)(第二八〇〇号)

同(仲野博子君紹介)(第二八六八号)

同(古川元久君紹介)(第二八六九号)

同(松木謙公君紹介)(第二八七〇号)

同(谷井亮君紹介)(第二七三五号)

民法改正において選択的夫婦別姓制度の導入に

関する請願(前原誠司君紹介)(第二七九六号)

民法第七百六十六條改正と共同親権特別立法に

関する請願(石井郁子君紹介)(第二八六六号)

同(松木謙公君紹介)(第二八七〇号)

民法改正において選択的夫婦別姓制度の導入に

関する請願(前原誠司君紹介)(第二七九六号)

民法第七百六十六條改正と共同親権特別立法に

関する請願(石井郁子君紹介)(第二八六六号)

同(谷井亮君紹介)(第二七三五号)

内閣提出、參議院送付、組織的な犯罪の処罰及

び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律案並びに犯罪被害財産等による被害回復給

付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題

といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣

府犯罪被害者等施策推進室長荒木二郎君、警察庁

刑事局長繩田修君、法務省大臣官房司法法制部長

倉吉敬君、法務省刑事局長大林宏君、厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部長中谷比呂樹君の出

席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を

求めるごとにに関する請願(大串博志君紹介)(第

三二四二号)

同(原口一博君紹介)(第三三四三号)

同(保坂展人君紹介)(第三三三二八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第

四九号) (参議院送付)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給

に関する法律案(内閣提出第五〇号) (参議院送

付)

民法改正に関する通則法案(内閣提出第四三号)

(参議院送付)

法の適用に関する通則法案(内閣提出第四三号)

(参議院送付)

内閣提出、參議院送付、組織的な犯罪の処罰及

び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律案並びに犯罪被害財産等による被害回復給

付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題

といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣

府犯罪被害者等施策推進室長荒木二郎君、警察庁

刑事局長繩田修君、法務省大臣官房司法法制部長

倉吉敬君、法務省刑事局長大林宏君、厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部長中谷比呂樹君の出

席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を

求めるごとにに関する請願(大串博志君紹介)(第

三二四二号)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よって、

○石原委員長 御異議なしと認めます。

そのように決しました。

○石原委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。石閻貴史君。

○石閻委員 おはようございます。民主党の石閻貴史です。

この二つの法律案でございますが、まず、法務大臣にお伺いをしたいと思います。

この法律案については、五菱会というものに関する事件があつて、これを直接のきっかけとして改正をされ、あるいは法律が策定をされるということになつたと承知をしております。

法務大臣にお伺いしたいのは、いわゆるやみ金ではございませんが、私、最近、自分で気がついて思うことに、都銀の支店に出入りをするときに、以前には全く見かけなかつた、やみ金ではございませんが、消費者金融の大変な宣伝、広告といいうものを目にするようになりました。これは、都銀と当該の消費者金融と一緒にではないかなとうふうに思われるほど、銀行本体が宣伝をしていふと感じるぐらい、こういったものを見かけるようになります。しばらく前には、こういったことになりました。

こんな状況になつて、消費者金融、都銀さんと消費者金融さん、その業務について、どちらがどうというものはありませんが、こういった状況が今現にあるわけでございますが、どうして今こういった状況になつているのか。都銀においても消費者金融の宣伝が非常に派手にされていると、いうことであります。

大臣、このことについては、どうしてこういうことになつてゐるのか、また、こういった都銀の中における消費者金融の宣伝をどうお感じになりますでしょうか。

○杉浦国務大臣 金融行政の現状については所管ではございませんし、最近はとんと離れておりましすし、私は銀行にも参りませんのでよくわかりませんが、アイフルの問題ですか、金融庁が営業を停止いたしましたが、ああいうのを拝見していま

すと、金融システム全体の中でやはり検討すべき問題があるなということは感じます。

○石閻委員 テレビ等の宣伝においても、以前は、いわゆるゴールデンタイムとか昼間に消費者金融の宣伝はしないということが暗黙のルールとしてあつたところに承知をしておりますが、今、随分状況が変わつてゐるんだなというふうに私は感じております。所管でないのは承知の上ありますが、大臣のお考えをお聞きいたしました。ありがとうございます。

○石閻委員 が変わつてゐるんだなというふうに私は感じております。所管でないのは承知の上ありますが、大臣のお考

えをしておりますが、聞くところによると、この預金残高の半分ぐらいしか返還をされないということも聞いております。こうしたことについてお尋ねをいたします。

○大林政府参考人 御指摘の、スイスが没収したというふうに承知をしております。この事件の経緯について、簡潔に当局から御説明をいただきたいと思います。

この件については、国家公安委員長さんにぜひ詳しい経緯と、また、公安委員会の中でも、これだけの大事件でありますのでいろいろな御議論もなつたのは、いわゆる五菱会系のやみ金融事件だというふうに承知をしております。この事件の経緯について、簡潔に当局から御説明をいただきたいと思います。

この件について、國家公安委員長さんにぜひ詳しい経緯と、また、公安委員会の中でも、これだけの大事件でありますのでいろいろな御議論もなつたのは、いわゆる五菱会系のやみ金融事件だ

というふうに承知をしております。この事件の経緯について、簡潔に当局から御説明をいただきたいと思います。

○竹花政府参考人 お答え申しあげます。

暴力団山口組旧五菱会関係者らは、大規模なやみ金融グループを組織し、全国の多重債務者等を対象に、ダイレクトメールによる融資を勧誘するなどいたしまして、高金利貸し付けを長期に、大規模に行つていて事件でございます。さらに、香港等を経由いたしまして、スイス所在の外国銀行に約五十億円を送金するなど、国内外に多額の

犯罪収益等を隠匿していたものでございます。

一連の事件で、出資法違反・組織的犯罪処罰法違反等により、暴力団構成員を含む七十八名を検挙したところでございます。

○石閻委員 この五菱会事件の犯罪収益、先日も大林政府参考人 御指摘の、スイスが没収をしておりましたが、聞くところによると、この預金残高の半分ぐらいしか返

還をされないということも聞いております。こうしたことなのかどうか、改めてお尋ねをします。そして、この犯罪収益の返還について、国際的なルールはどのようなルールになつてゐるのか、返還をされないということも聞いております。こうしたことについてお尋ねをいたします。

○大林政府参考人 御指摘の、スイスが没収した約五十一億円の財産を譲り受けたための交渉につきましては、現在、外交ルートで協議が継続されています。

スイスから譲り受けたことができる金額の見込みを含め、協議の状況及び内容につきましては、外交交渉に関することでもあり、お答えを差し控えさせていただきますが、法務省といたしましては、外務省と緊密に連絡をとりつつ、引き続き適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○石閻委員 外交交渉を行われているということでありますが、この交渉の際の国際的なルール、外交交渉に関することでもあり、お答えを差し控えさせていただきます。

○大林政府参考人 没収した財産の引き渡しに関する諸外国の法制は、それぞれ異なつております。

例えれば、アメリカなどは、連邦法の規定により、没収した資産の引き渡しを行なうことができ、相互主義の保証は法律上の要件ではない、当該資産の没収のために行われた相手国の協力の程度に応じて、八〇%を上限に引き渡しを行うような規定がされています。また、イギリスは、法律上の規定は特にならないが、没収した資産の引き渡しを行なうことができる、相互主義の保証は要件とさ

れていない。あるいはフランスは、法律上の規定により、没収した資産の引き渡しを行なうことができる。それから、二国間の合意または相互主義の保証が必要であるというようなことがあります。

○石閻委員 一つの問題としては、やはり相互主義の保証というのが一つの大きな課題かなというふうに考えております。

○石閻委員 被害者への給付金を最大限確保するには、当事者は外務省の方でやつては、当事者として、我が国の代表としてだれを我々は考えなければいけない。そういったときには、今、このスイスの事例でそれでも、具体的には、当事者として、我が国の代表としてだれが、どこで、どんな交渉が行なわれているかということを具体的に御教示いただきたいと思います。

○大林政府参考人 先ほども申し上げましたように、協議の状況及び内容につきましては、外交交渉に関することでもあり、お答えを差し控えさせていただきたい。ただ、法務省といたしましては、被害者に分配するということを一つの前提としておりますので、金額等についてもできるだけ協力いたします。金額等についてもできるだけ協力いたします。金額等についてもできるだけ協力いたします。金額等についてもできるだけ協力いたします。

○石閻委員 最大限確保できるように、法務省としても最大限の努力をお願いしたいと思います。

しかし、犯罪収益でこの例ですとスイスに行つてしまつた、ほかの事例でもほかの国に行つたところにござりますので、金額等についてもできるだけ協力いたします。

○大林政府参考人 組織犯罪防止という観点から、いわゆるマネーロンダリングに関与するものにつきましては、各國が協力して、犯罪組織からそういう資産等を没収して、そういう組織犯罪を起こさないようにするという協力体制といいます

か、そういう意思の合致がなされておりまして、
基本的な考え方は、その国々において、マネロン
によってそういう資産が国内にある場合は、それ
を没収できる。したがいまして、その原資がどこ
であろうと、基本的に、国内法で没収できるもの
については、その没収した金額についてはその国
が使用できるといいますか、国庫に入れる、そいつ
いう法制に基本的にはなっています。

したがいまして、今、全体的に、いろいろな国
の法制はございますが、基本的には、その国において
没収したらその国においてその処分を決める
というのが一つの原則になつております。
ですから、今委員おっしゃるよう、その原資

のについては、任意的ではありますけれども没収という制度ができておりますし、基本的には、今申し上げたとおり、各国の法制によって定められているということでござります。

○大林政府参考人 私どもとして、まだ詳細な人
数までは把握しておりません。この法律を成立させ
ていただいたいて、この法律に従つて調査し、被害者を確定していくと、いう形にならうかと思いま
す。そこで、この法律の規定があります公告等の手段をとつて、あるいは、既に捜査記録等もあり
ますので、その中身を検討しつつ、被害者の掘り起しことといいますか調査に努めていきたい、このよ
うに考えております。

○石関委員 それでは、その被害者の確定につい
てなんですが、支給対象となる被害者をどのよう
にして確定するのかということをお尋ねします。
例えば、刑事裁判上の被害者とされて、何の者

被害回復の給付金の申請ができる者に対しても、自分が申請可能であることを認識できるよう、もつと効果的な方法が必要だと私も強く思っていますが、これについてはいかがお考えですか。大臣、御答弁いただけますか。

○杉浦国務大臣　五菱会の事件は、まだ最終的に何人かよくわかりませんが、相当多数だというふうに言われておるわけでございます。そういうたゞ方々、被害者に被害を回復するということは、この法律の目的でもございますし、一番重要なことですから、申請資格のある被害者に申請の機会を十分与えるということは極めて大事なことだとうふうこ思つております。

たどつて、いはるいろいろな國の被害者がいるかもしれませんけれども、そういう基本的な法制の整つたどつて、それを一部あるいは全部を分配する中で、しかしながら、今申し上げた被害者との調整といいますか、そういう問題において、外交交渉において、その国が処分できるというものが原則になつてゐるところができます。それができるといふことができるというような国際協力的な觀点も今兼ね合わせて、いるといふことでございまして、基本的に考え方としては、その国で没収したらもうその国が処分できるというのが原則になつてゐるということを御理解いただきたいと思います。

○石関委員 今御答弁いただきましたその原則ですか、ほかの国からこの国に送金された、この国で没収をされたものについてはその国で没収して使える。使えるというのが適切かどうかわかりませんが、そういう御説明でありますたが、この原則は何に書いてあるんですか。どのように決まつているんでしようか。この原則についてお答えください。

○大林政府参考人 基本的には、その国の法制によるということです。

ただ、もちろん、御承知のとおり、国際間においてテロ防止のためにいろいろな対策が協議されておりますので、そういう考え方もちろん取り入れられているわけですが、我が国においても、当然マネロンについては犯罪行為でありますし、薬物については必然的に没収、それからその他のも

て統一的に、例えば国際機関等の定めによつてこの形で分配しなければならない、そういうふうな合意はまだなされておりません。

○石関委員 それでは、先ほど米国、英國その他の方を挙げていただきましたけれども、この法案が成立したとすれば、外国政府による犯罪収益の没収や返還、この共助については何カ国ぐらいこの法案の成立によって可能になるんでしょうか。

○大林政府参考人 先ほど申し上げたとおり、相互主義について明文で規定がされている国と、そうでない国がございます。しかしながら、本法律は、譲り受ける方も、あるいは譲与するといふとか渡す方も、両方について定めてございます。ですから、相手方に相互主義に関する明文があるとなかろうと、基本的には相互主義を明言しておりますので、どの国とでもそのような交渉ができるということで、どこの国とでもそのような交渉ができるということになると思います。

○石関委員 それでは次に、被害者の掘り起こしについてお尋ねをします。

この五菱会の事件では、被害者は二万人もいるというふうに聞いております。この二万人の実態をどこまで把握をされているのか、そして、そうした被害者、二万人というのも大変な人数でありますが、こういった被害者すべての救済策としてこの法律が機能するということなんでしょうか。いかがですか。

についてははどのよにして確定をするのか、また、こういった組織的な詐欺で、先ほど 五義会について被害者が二万人と言われているということですが、大変膨大な被害者の数になるということで、すべての被害者の損害について起訴ができないという場合についてはいかがなんでしょうか。

○大林政府参考人 基本的には、起訴された犯罪者、それからそのもの、一連の犯行、私どもは余罪と呼んでおりますけれども、そのものについて被害者を確定していくという作業があると思います。

基本的には、捜査記録にあらわされた人、起訴された者、あるいは余罪として、被害に遭われた方についてまず特定をしていくということで、個別に通知をしていく。それからさらに、今度の公告手続もありますので、その中から被害者に申請していくなどということで確定していくということになろうかと思います。

○石関委員 犯罪被害に遭った人たちのいわゆる掘り起こしと言つてもいいと思います、これについては、先日、矢野委員からも質問がございました。この法律の条文では官報の公告で行うといふように書いてあります。これも矢野委員から指摘がありましたが、普通の人でなかなか官報などを見る人はいないというふうに私も思います。

法律では、官報、公告とか、知られている被害者への通知とかいうふうに書いてあるわけですが、それでは不十分でございまして、例えば、検察官も法務省もホームページというものを持つております。それに載せるとか、あるいは関係する団体、いろいろございますが、そういうところへ通知をして御協力を仰ぐとか、個別具体的な事件に応じてできる限りの周知方法を採用して、徹底を図る必要があるというふうに思っております。

○石闇委員 大臣がおつしやったとおり、しつかりこれは配慮をして、しつかり掘り起こしをするということが必要だと思います。

今お話をありました、いろいろな団体を通じて掘り起こしを行うということであります。こういった団体は今のところどんなものが想定をされるんでしようか。

○大林政府参考人 例えれば五糸会の事件では、既に民事的な事件も提訴されています。関係する被害者団体もございます。あるいは消費者団体もございます。ですから、大臣が答弁されたように、事件に応じてそのような団体にも御協力を求めて、被害者の掘り出しといいますか確保に努めたいと考えております。

○石闇委員 それでは、今御答弁いただいたような各団体を通じたり、あらゆる手段でこういった掘り起こしを行うということであります。この

掘り起こしの広報活動と言つていいんでしょうが、これをやる費用がどこから出るかということあります。この費用というのは、例えば没収した犯罪財産で賄われることになつてゐるんでしょうか。あるいは、ほかの部分から賄われるのか、お尋ねします。

○大林政府参考人 原則は給付資金の中から賄われるということになります。

○石関委員 今御答弁を伺つておりますと、これは参議院で我が党民主党が修正案を提出いたしましたが、ここに、検察官は、支給手続の開始決定に際して、公告した事項を広報活動等を通じて周知するよう努めるものとする。まさにこういうことを努めるという御答弁でもありましたので、こういった旨の規定をやはり規定として書いておくべきではないかというふうに、私は改めて今御答弁を伺つていて思つわけありますが、これについてはいかがお考えですか。

○大林政府参考人 周知、広報の徹底に努めるというようなことで、費用の面についても法律上義務づけるというような、確かに委員のおっしゃるような形も方法としては考えられるんでしょうか。けれども、費用の問題、微妙な問題もありますし、また、個々的なケースによつていろいろ形態も違うものもあるうかと思ひますので、私どもとしては、今回の制度を始めるに当たり、できるだけ努力するということで御理解いただきたいなというふうに考えております。

○石関委員 ただ、御答弁を聞いてみると、大臣の御答弁も今の御答弁も、もちろん一貫しているわけでありますけれども、まさに民主党の修正案に書いてあることをおつしやつてあるわけですから、これについてはしつかり書いておくということが、やはり今伺つていてもあるべきではないかというふうに思います。

今御説明がありましたが、大臣、規定をしないというどうしてもの理由があるんでしようか。

○杉浦国務大臣 当然の前提でございますので、

改めて書く必要があるかどうかということだと思ふんですけれども、明記しなくとも当然やるべきことではないかと私は思いますけれども。あるいは、ほかの部分から賄われるのか、お尋ねします。

○石関委員 当然のことであるわけですから、資料というのには具体的はどういつたものを指すのかということをお尋ねします。

これは、余り厳格なものを請求するということになると、申請をする人が限られてしまうということがあります。先ほどからお尋ねをしておりました被害者の掘り起こしということになりかねないと思います。先ほどからお尋ねをしておりました被害者の掘り起こしということがあります。これは、余り厳格にする逆の機能を果たしてしまって思ひます。

また、こういった提出すべき資料を紛失している場合もあると思います。本人うつかりですとか、いろいろな場面でそういうものがいいといふことも考えられます。そういう場合にはどのように対応するのか。

○大林政府参考人 給付金の支給申請に当たつて提出すべき疎明資料は、個別具体的な事案の内容によつて異なるものであるため、一概に申し上げることは困難でござりますが、例えは、被害金の受け渡しに銀行振り込みが利用されたような事件であれば、振り込みを行つたことを明らかにする

預金通帳や振り込み明細書等、ダイレクトメールや電子メールによる勘定等があつた事件であれば、それのが考えられるところでございます。一方、余り客觀性に乏しい資料でござりますと、いわゆる成り済ましに対する支給を防ぐことが困難になるという問題もございます。

ただ、御指摘のように、例えば資料を紛失してしまつたという被害者もあろうと思ひます。それは、刑事記録上検察官が把握しているものについては、資料を提出していくだかなくとも資格を

認め得る場合もありますので、そのような場合には申請人に過度の負担をかけないような柔軟な対応をとることが可能である、このように考えておられます。

○石関委員 個別の事案についてしっかりと判断をします。今のようにしつかりとした対応をしていただきたいと思います。

それでは次に、こういった申請をする方々の安全の確保についてお尋ねをしたいと思います。

この法律案では、被害者として名乗り出た方、被害回復給付金の申請者のリストである裁定表の閲覧がだれでもできるようになっているというふうに理解をしておりますが、こういつた被害者として名乗り出た人たちの名前、これがやみ金業者や暴力団に知れてしまふ、筒抜けになってしまふというおそれがあります。

先日の、やはりこれも矢野委員からの質問でもございました、おかれりという言葉を使われておられましたが、本当にこの法律のシステムで被害者の安全がしっかりと確保できるのかどうか、このことについて国家公安委員長から、大丈夫だ、安心してください、こういつたお言葉も聞きましたが、本当に思つていてたんですが、おいでいただけませんので、このシステムで被害者の安全がしっかりと確保できるのかどうかということについてお尋ねをします。

○和田政府参考人 お答えをいたします。

暴力団からそういう報復を受けるおそれのある方に対して十分な保護対策を講じるということは、これは暴力団対策の基本でございます。これまでにもそういう保護対策につきましては、対象の方と十分連絡をとさせていただきまして、そういう危険の状況に応じて一定の資機材を貸与して警戒するとか、あるいはその身辺を警察官が警戒するとか、こういつた措置をとつておりま

す。今後とも、個別具体的な状況に応じてそういった警戒措置を徹底してまいりたい、このよう考へております。

全を確保しているということではあります。おつしやいました資機材を提供するということで、私が持つておるボタンを押してくれとか、いろいろなことがあると思うんですが、国民の皆さんに安心していただくためにも、こういうものがありますよとうのをお知らせいただければと思います。

○和田政府参考人 資機材といたしましては、一定の、防犯のカメラでございますとか、先ほど委員御指摘のございました緊急の通報装置というのを設置しておきますと、ボタンを押すと、直接直近の警察署なり警察の指令室に通報できるのもござりますし、また携帯のものも、そういう形のものもござります。そういうおそれがあります。

○石関委員 今のカメラといたいのは、自宅のところに設置をしてくれるとか、そういう形のカメラなのか、自分でカメラを持つてもしようがないですから、そういう形のものもござります。そういうおそれがあります。

○石関委員 今のカメラといたいのは、自宅のところに設置をしてくれるとか、そういう形のカメラの方々の安全を確保するための今のカメラとか資機材も高価なものからいろいろあるんだだと思いますが、こういつた部分の費用は警察の方から出るということです。

○和田政府参考人 対象になる方々の状況というのは、それがあろうと思います。その危険の度合いに応じて警戒の措置というのがあるわけですが、いまして、そうした危険性の度合いに応じて、私どもの方で用意しておりますそういう資機材を貸与するということもござります。

○石関委員 こちらもやはり参議院において民主党が提出をしております修正案、これには、裁定表を閲覧することができる者を申請人のうち資格を保証された者に限定をするということになつております。今伺つておりますと、やはりこういつた形で限定をしておいた方が、今のような安全を確保するということについてはしつかりと確

保できるのではないかと思いますし、これはそも

そもそも、裁定表の閲覧が限定をせずにだれでもできるようになるというのは、こんなことがあるのです。だれでも見られるようになつてはいるんですけど、いことがあるんだろうと思いますが、どういう理由でこうなつてはいるんでしょうか。

○大林政府参考人 本法案は、他の申請人に対する資格裁定に対しても不服の申し立てを行ひ得ることとしており、このような不服申し立ての機会を実質的に確保するため、資格裁定を受けた者以外の申請人についても裁定表を閲覧できることとし、かしながら、一方で、例えばやみ金業者や暴力団等の眞の被害者でない者が裁定表の閲覧を通じて被害者に対する報復等を行うような事態があつてはならないということを考えているのは、もう委員がおっしゃるとおりでござります。

そこで、今回の法整備におけることは、まず被

害回復給付金の支給の申請を受け付けるに際して

本人確認を行うことを考へてはいる上、虚偽の申請

については、詐欺またはその未遂罪が成立し得る

ほか、被害回復給付金支給法にも虚偽申請罪を設

けることとしており、そのような罰則により、被

害者でない者による申請を防ぐこととしておりま

す。

また、裁定表への記載事項につきましても、不

必要に被害者の情報を開示すべきではないことか

ら、例えば、資格裁定を受けた者の住所について

は、これを記載することは予定しておりません。

今おっしゃられる資格裁定を受けた者に限るべ

きではないかといふお考へがあることは私どもも

承知しておりますけれども、しかしながら、たとえ拒否裁定を受けた者であつても、これに対しても

不服を申し立てるとは許されるところでござい

まして、その不服の申し立てが認められて、拒否

裁定が資格裁定に変更する可能性がある以上、初

めから資格裁定を受けた者と同様、他人の資格裁

定に對して不服を申し立てる利益を認めざるを得ないと考へられます。

建前はそうでございますが、先ほど申し上げた

とおり、委員がおっしゃるようなおそれというものがございますので、やはり本人確認とか、あるいは今の閲覧させる内容、不服申し立てに資するよ

うな内容にできるだけ限定していくというような

努力をしていく必要があるというふうに考えてお

ります。

○石関委員 続いて、この組織的な犯罪の処罰法

十三条の三項、没収、追徴の範囲について規定を

している。「犯罪の性質に照らし、「犯人に対する

損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であ

ると認められるとき。」というふうになつております。

これは、具体的にはどういった場合を想定し

て指しているのかということ、暴力団が関与した

犯罪全てが対象になるということであるのか、犯

罪の被害額の大小には関係がないということであ

るのか、わかりやすく御説明をいただきたいと思

います。

○大林政府参考人 今御指摘の組織的犯罪処罰法

第十三条第三項第一号後段の「犯罪の性質」とは、

犯罪被害財産を得る原因となつた犯罪の罪の種

類、犯罪行為が組織的に敢行されたかどうかなど

の犯罪行為の対応等の客観的な事情を言い、「損

害賠償請求権その他の請求権の行使が困難である

と認められるとき。」とは、このような客観的事情

から判断して、被害者が犯人に対する損害賠償請

求権等を行使することが困難であると認められる

場合を言います。

これに該当するかどうかは、具体的な事案の内

容に応じて個別に判断されることになりますが、

例えば、同号前段の要件には必ずしも当たらない

手続がとれないというものではございません。恐

らく、ケースペースでいろいろあるとは思いま

すけれども、今おっしゃられるような被害者側の

事情といふよりは、基本的には犯罪の性質に照ら

してこの要件に当たるかどうか、没収を認めるか

どうかという問題であろうというふうに考えてお

ります。

○石関委員 それでは、請求権の行使が困難で

ある。請求権の行使の困難というのは、これを

判断する基準は何によつて判断をするのか。

個々の事件や犯罪被害者の実情も十分に勘案す

るということであると思いますが、柔軟かつ的確

な判断が行われるように努めるのは当然だとい

ふうに思います。この判断の基準といふのはど

のようになつてますか。

○大林政府参考人 被害者が犯人に対する損害賠

償請求権等を十分に行使することができないよう

な事案といふことになりますけれども、具体的に

は、暴力団等により組織的に行われた恐喝事件な

ど、団体からの報復や嫌がらせなどを恐れ、被害

とおり、委員がおっしゃるようなおそれというも

のあります。

○石関委員 重ねてお尋ねをします。

今請求権の行使が困難である場合ということ

についてお尋ねしますが、これは、被害者側の事

情も考慮するということである、あるいは、専ら

犯人側の事情のみで判断をするのか。

例えば、経済的な事情で、被害者側の事情です

が、提訴が困難な場合であるとか、民法上の請求

権行使する、被害を回復した、こういった方が

いた場合、例えば個別に示談をしたとか、こう

いった場合にはどうなるのか。犯人の方で

見れば、犯人が被害者の一部と刑事裁判手続の中

で刑事和解、犯罪被害者保護法の四条ですか、刑

事和解をした場合はどうなのか。被害者側の方で

すね、行使が困難ではないと判断をされて、その

他の者について適用がなくなつてしまつてはな

いかという懸念を持つておりますが、これについ

てはいかがでしようか。

○大林政府参考人 基本的には法で定められてい

ます「犯罪の性質に照らし」ということでござい

ます。つまり、「犯罪の性質に照らし」ということ

として、例えば、被害者と被告人の間の人的関係

とかいうものは、基本的にはそれを前提にしてい

るものではございません。あくまでも犯罪の性質

に照らして損害賠償請求が困難と認められる場合

を原則としております。

それから、今の和解をした場合等につきましては、基本的に和解をしたことによつてこのような

手続がとれないというものではございません。恐

らく、ケースペースでいろいろあるとは思いま

すけれども、今おっしゃられるような被害者側の

事情といふよりは、基本的には犯罪の性質に照ら

してこの要件に当たるかどうか、没収を認めるか

どうかという問題であろうというふうに考えてお

ります。

○石関委員 それでは、請求権の行使が困難で

ある。請求権の行使の困難というのは、これを

判断する基準は何によつて判断をするのか。

個々の事件や犯罪被害者の実情も十分に勘案す

るということであると思いますが、柔軟かつ的確

な判断が行われるように努めるのは当然だとい

ふうに思います。この判断の基準といふのはど

のようになつてますか。

○大林政府参考人 被害者が犯人に対する損害賠

償請求権等を十分に行使することができないよう

な事案といふことになりますけれども、具体的に

は、暴力団等により組織的に行われた恐喝事件な

ど、団体からの報復や嫌がらせなどを恐れ、被害

ます。これがお尋ねして、そうであるとすれば、例え

ば、

、起訴をされない共犯者に対して損害

賠償請求することが可能である場合でも適用があ

ることになるか。有罪となつた被告人が数人い

て、そのうち一人の犯人、数人いたうちの一人に

は損害賠償請求することが可能である。こうい

た場合には適用があるのか。

○大林政府参考人 今御指摘の十三条第三項第一

号の犯人の範囲でござりますが、犯人とは、一般

に、罪を犯した者を意味する言葉でございまし

て、刑事案件に関して、公訴を提起され、その裁

判がまだ確定していない者を指す被告人とは異な

るものでござります。したがいまして、今御指摘

がありましたように、犯人には、当該被告事件に

おいて被告人とされている者のか、当該事件の

共犯者なども含まれることになります。

今おっしゃられる、一つの例として挙げられ

た、共犯者が何人かいる、その一部について損害

賠償請求がなされているという事案であつても、

先ほど申し上げたとおり、「犯罪の性質に照らし」ということで、その要件に当たる者であれば併存するということもあり得る。要するに、今回

の没収による分配手続も得られる。それから、民

事訴訟法の手続も行われるということが両方併存

することもあり得る、このように考えておりま

す。

○石関委員 それでは、「請求権の行使が困難で

ある。請求権の行使の困難というのは、これを

判断する基準は何によつて判断をするのか。

個々の事件や犯罪被害者の実情も十分に勘案す

るということであると思いますが、柔軟かつ的確

な判断が行われるように努めるのは当然だとい

ふうに思います。この判断の基準といふのはど

ういうになつてますか。

○大林政府参考人 被害者が犯人に対する損害賠

償請求権等を十分に行使することができないよう

な事案といふことになりますけれども、具体的に

は、暴力団等により組織的に行われた恐喝事件な

ど、団体からの報復や嫌がらせなどを恐れ、被害

ます。これがお尋ねして、そうであるとすれば、例え

ば、

、起訴をされない共犯者に対して損害

賠償請求等を十分に行使することができないよう

な事案といふことになりますけれども、具体的に

は、暴力団等により組織的に行われた恐喝事件な

ど、団体からの報復や嫌がらせなどを恐れ、被害

ます。これがお尋ねして、そうであるとすれば、例え

者がみずから損害賠償請求権行使することをためらう可能性があると認められる事案、組織的に行われた振り込め詐欺事案、事件などにおいて、犯罪被害財産について、その帰属や管理が変更されたり隠匿されたりすることにより、だれを相手に請求権行使すれば実際に賠償金を得ることができるかの判断に困難を伴うような事案、それから、犯罪被害財産が第三者に收受されたことにより、私法上の請求権行使して、その返還を求めることにつき困難が生じているような事案などを想定しております。

○石関委員 今御答弁を伺つておりますと、やは

り、これも参議院で民主党が修正案を出している部分がありますが、「犯罪の性質に照らし」とい

うのがわかりづらい、こういった書きぶりでは、検察官の判断でこれはいいとかダメとか、こういうことになりかねないのではないかという懸念があります。

犯罪被害者救済の観点から考えれば、やはり、参議院の民主党修正案のように、法案中の「犯罪の性質に照らし、」この要件を削除して、犯罪の性質にかかわらず、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるときには適用できるようにすべきだと思います。先ほどの御答弁を伺つても、やはりこのように改めて考えますが、いかがでしょうか。

○大林政府参考人 「犯罪の性質に照らし」という文言を仮に削除することとした場合に、理由のいかんを問わず、損害賠償請求権等の行使が困難でありさえすれば、犯罪被害財産の没収、追徴が可能になるということになるわけでございますが、その場合に、被害者本人の性格や意思、犯人の関係など、種々の主觀的な事情も想定されるところございまして、そうしたことのすべてを刑事裁判における審理の対象とすることにつきま

す。妥当であるというふうに私どもは考えております。

○石関委員 今伺つても民主党案というのはいい案だったと思いますけれども、わかりました。

この法案は、刑事件として立件された場合の制度であるということですが、多くの消費者被害者が多いと思います。将来的には、国民、消費者が利用できる民事上の違法収益を吐き出させる被害回復の新制度、こういったものが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○河野副大臣 今、内閣府で、経済的支援に関する検討会といふのが設けられておりますので、将来的には、そこで、刑事件にならないものについて、どういった形で被害回復ができるか、さまざまことを検討していくことになつております。

○石関委員 被害者の中でも、特に弱者である高齢者ですとか認知症の被害者の方々、こういった方々のために国や地方自治体が被害を回復する、こういった制度も必要ではないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○河野副大臣 刑事事件になりましたものは、今回このスキームで、認知症の方であっても、例え成年後見人その他を利用して被害回復をすることができます。

○石関委員 それでは、検察官の対応能力についてお尋ねします。

被害回復の事務管理人を検察とした理由は何か、弁護士の役割というのはその中ではどうな

ります。それを念頭に置いて見ますと、支給手続全体として見ますと、破産手続に類似しているわけです。没収した財産はこれだけ、認定された人はこれだけ、費用を除いて、このように配分するといふことは、犯罪としての立件が困難であるケースが多いと思います。将来的には、国民、消費者が利用できる民事上の違法収益を吐き出させる被害回復の新制度、こういったものが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

この法案は、刑事件として立件された場合の制度であるということですが、多くの消費者被害者が多いと思います。将来的には、国民、消費者が利用できる民事上の違法収益を吐き出せる被害回復の新制度、こういったものが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○河野副大臣 今、内閣府で、経済的支援に関する検討会といふのが設けられておりますので、将来的には、そこで、刑事件にならないものについて、どういった形で被害回復ができるか、さまざまことを検討していくことになつております。

被害者の中でも、特に弱者である高齢者ですとか認知症の被害者の方々、こういった方々のために国や地方自治体が被害を回復する、こういった制度も必要ではないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○河野副大臣 刑事事件になりましたものは、今回このスキームで、認知症の方であっても、例え成年後見人その他を利用して被害回復をすることができます。

○石関委員 それでは、検察官の対応能力についてお尋ねします。

被害回復の事務管理人を検察とした理由は何か、弁護士の役割というのはその中ではどうな

ります。そこで、本法案においては、弁護士の中から選任した被害回復事務管理人に、裁定のための審査に関する事務その他の事務を行わせることができることとしたものでございます。

○石関委員 そうすると、当然、検察官の仕事がふえるということになつてくると思います。今の体制で対応がしつかりやり切れるのかどうかということを懸念いたします。

被害回復の給付金の支給手續が速やかに、そして確実になされるという、このために、検察官に

さまざままだと思うんです。御指摘の、事務管理人を弁護士としたケースというのは、被害者は数多くあつて、認定から事務手続まで、多い場合が想定されていると思います。

それを念頭に置いて見ますと、支給手続全体として見ますと、破産手続に類似しているわけです。没収した財産はこれだけ、認定された人はこれだけ、費用を除いて、このように配分するといふことは、犯罪としての立件が困難であるケースが多いと思います。将来的には、国民、消費者が利用できる民事上の違法収益を吐き出せる被害回復の新制度、こういったものが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○河野副大臣 今、内閣府で、経済的支援に関する検討会といふのが設けられておりますので、将来的には、そこで、刑事件にならないものについて、どういった形で被害回復ができるか、さまざまことを検討していくことになつております。

被害者の中でも、特に弱者である高齢者ですとか認知症の被害者の方々、こういった方々のために国や地方自治体が被害を回復する、こういった制度も必要ではないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○河野副大臣 刑事事件になりましたものは、今回このスキームで、認知症の方であっても、例え成年後見人その他を利用して被害回復をすることができます。

○石関委員 それでは、検察官の対応能力についてお尋ねします。

被害回復の事務管理人を検察とした理由は何か、弁護士の役割というのはその中ではどうな

ります。そこで、本法案においては、弁護士の中から選任した被害回復事務管理人に、裁定のための審査に関する事務その他の事務を行わせることができることとしたものでございます。

そこで、本法案においては、弁護士の中から選任した被害回復事務管理人に、裁定のための審査に関する事務その他の事務を行わせることができることとしたものでございます。

○石関委員 そうすると、当然、検察官の仕事がふえるということになつてくると思います。今の体制で対応がしつかりやり切れるのかどうかといふことを懸念いたします。

被害回復の給付金の支給手續が速やかに、そして確実になされるという、このために、検察官に

対する研修の充実とか、検察官の人的、物的、こういった体制をしっかりと整備していくべきやいけないだろうというふうに思いますが、これについては、大臣、いかがですか。

○杉浦国務大臣 今回は、五菱会の事件が契機になつて検討を始めたわけですが、将来、具体的にどのような一つの範囲というものを示していく方が

財団に属する財産の処分が制限され、没収保全がされる前に破産手続開始決定がされていた場合は没収の裁判をすることができないこととされています。したがいまして、没収保全が破産手続開始決定に先行するときは犯罪被害財産を没収することができる、これを被害回復給付金の支給に充てることができます。

ですから、今委員が御指摘のように、一方で破産財団から、それから破産管財人がいるということでございますが、ただ、両者の関係は、当然、給付を受ける対象が違います。一般債権者であるか、こちらは犯罪被害者であるかということできまして、そのどちらを優先させることができないために、今のような調整規定といいますか、優先関係を法律に定めたものでございます。

もちろん破産管財人も信頼される方が選任されているわけでございますけれども、やはり、その利益を受けるといいますか、そういう対象が違いますし、制度も違うということで、破産管財人にお任せすると一概にはちょっと言いにくい。制度の趣旨にかんがみて、やはりその手続を最初にした者が優先していくという形はやむを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○石闇委員 それでは、支給対象犯罪行為により失われた財産の範囲についてお尋ねをいたしました。

例えば出資法違反の罪において、現に支払った利息の総額が該当するかどうか。犯人から貸し付けと称して交付を受けた額について控除をして裁定をされることはないでしょうか。

○大林政府参考人 被害回復給付金法案の第九条第一項第二号に掲げる「支給対象犯罪行為により失われた財産」とは、申請の理由としている支給対象犯罪行為により被害者から犯人に移転した財産をいわば被害者側から表現したものでござります。

今おっしゃられるものについては、御指摘のとおり、控除されるというふうに考えております。

○石闇委員 それでは、支給法ですけれども、余剰金ですね。二度にわたって支給金を支給して、それでも余った余剰金については、一般会計に入れるということになります。しかし、これはもともとは被害者のお金ですから、残ったお金も被害者の救済のために使っていくというのが私はあるべき姿ではないかと思いますが、どうして一般会計の方に繰り入れることになったのか、基本的な考え方をお尋ねします。

○杉浦国務大臣 本法案によりまして被害者に支給する給付資金というものは、そもそも、没収、追徴の裁判及びその執行の効果として國に帰属している財産でございます。本的には、そのような財産は一般会計の歳入に繰り入れることが原則でございますが、被害者の救済のために支給するという特定の目的のために使用することを前提として、いわゆる保管金として取り扱うこととしている次第でございます。したがいまして、犯罪被害財産支給手続の終了後に残余がある場合には、もはや何らかの特定の使用目的があるものではないので、原則どおり、これを一般会計の歳入に繰り入れることとしたものでございます。

しかし、こういう場合は余りないんじゃないか、剩余金が残ることは余りないと思いますが、あつたら、そういうこととなります。

○石闇委員 さつきも、事件は余り多くないじやないかとか、大臣のお考えだというふうに思いますが、あつたらどうかと、制度のお話ですのとおりであります。犯罪被害財産というのは不正な活動によって得られたもののですで、それを被害者に返さないで税金で持つてしまっていうのは、國の倫理としては私はいかがなものかなとうふうに思います。

等の経費に充てる、こういった制度、あるいは犯罪被害者の保護基金をつくるとか、犯罪被害者等の支援に直接利用できる方策、こういった方策やいろいろな制度を創立する、基金をつくる、こういったことは私はやはり必要ではないかなというふうに思いますが、大臣、こういった検討をされべきだと思いますが、いかがですか。

○杉浦国務大臣 基本的には、給付金の支給後に剩余財産が生じることは可能性は低いと考えられますけれども、ということは、犯罪行為の被害者についても広く給付金の支給対象といたします。

しかし、剩余財産が生じた場合であつても、また特別支給手続というものでさらにこの財産を給付金の支給に充てることとしておるわけでございます。

したがって、剩余を生じることはないわけではないわけであります。この点、剩余財産を別途被害者等の支援のために利用することにつきましては、被害者保護、支援のための施策全体の中で検討していくかなきやならない問題でございますので、先ほど副大臣が申しました経済的支援に関する検討会、これは犯罪被害者等基本計画に基づいて内閣府に設置されているものでございますが、ここで議論されるべき問題だと思っております。

○石闇委員 この法案と租税債権優先、この両者の関係についてお尋ねします。

五菱会の事件では、被告から押収した現金のうち一億円を国税が持つてしまつたといふことであります。犯罪被害財産というのは不正な活動によって得られたもののですで、それを被害者に返さないで税金で持つてしまつていうのは、國の倫理としては私はいかがなものかなとうふうに思います。

犯罪被害財産に係る国税滞納処分のあり方についてはどのようにお考えになられるか。国税の滞納処分との優先関係について、この法案の作成過程においてはどのような検討が実際になされたのか、お尋ねします。

○河野副大臣 実際には、捜査をやつた上でない

と犯人の所得ですか犯罪収益というのではなくか確定しませんから、先に国税が持つていくといふことは余りないんだろうと思います。

あつた場合はどうなんだということになると思いますが、国税が来て先に持つていかないようにそこだけとめましょうという考えはあると思いますが、その場合も、民事の強制執行をすると、先に国税に払つて残りを民事の債権者で分けるといふスキームがあります。それまでとめると、非常に民事の債務関係が不安定になるわけであります。

では、そのときも国税は外そうじゃないかといふと、今度は犯罪被害者以外の一般の債権者も国税より優先するということになってしまいますが、で、そういうことでいいんだろうか、そこは国税の関係もいろいろ議論しなければならない、そういう簡単なことではないということですので、結局のところ、極めてまれなケースが起きた場合には現行法では先に着手したものからという主義でやるべきだといなきやならない問題でございます。

○石闇委員 今質問してまいりまして御答弁いたしました中で、しかし、やはりしっかりと法律に書き込める部分は書き込んでいく方がよろしいんだろうと、そういうふうに思います。

大臣からも幾つか御答弁いただきましたが、車の運転でも大丈夫だろうとか、事件が少ないだろうとか、大臣のお考えもわからないではありませんが、だらう運転していると危ないということになりますので、すき間のないようなしつかりとした法制度、被害者の回復のために行つていくべきだというふうに思います。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

あいさつを申し上げます。

本日は、御多忙の中をおいでいただきまして、まことにありがとうございます。それでお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、今井参考人、木村参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言いただきますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願いたします。

○今井参考人 法政大学の今井と申します。

本日は、御案内の二法案、すなはち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案と、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案につきまして、若干の意見を述べさせていただきたいと存じます。

刑法を勉強している者でございますので、限られた観点ではございますが、若干の意見を述べたいと存じます。レジュメの項目に沿ってお話ししさせてください。

まず、きょうの意見の対象は先ほど述べました二法案でございますが、確認いたしまして、この二法案の骨子を簡単に見させていただきたいと存じます。

私が思うところ、この二法案には三つの重要な制度が含まれていると思われます。

それは、第一に組織的な犯罪。例えば、組織的になされた詐欺罪ですか出資法違反を前提犯罪とする犯罪収益等隠匿罪、マネーロンダリング罪ですけれども、これらによって犯人が事実上確保するに至った犯罪収益をより効果的に剥奪すると

いう制度の創設でございます。第二点は、これを被害者に給付する制度、手続の新設が企図されてまいる点でございます。

前者の組織的犯罪に係る犯罪収益の剥奪の強化

というところは、組織的犯罪処罰法改正案において目指されており、また、後者の被害者への資金の還付という点につきましては、被害回復給付金の新設として、被害回復給付金支給法案において意図されているところでございます。

これらに加えて第三点いたしまして、外国にあると思われる組織的犯罪に係る犯罪収益の還付方法、手続の創設も組織的犯罪処罰法改正案において目指されている注目すべき点だらうと思われます。

これらの制度の背景でございますけれども、当然ながら、現在の法制度では十分対応できない事態が生じたために考案されたものと思われます。

まず、現行の法制度における原則を確認いたし

ますと、財産犯、例えば詐欺罪でありますとか恐喝罪等の被害者は、瑕疵のある意思表示に基づいて犯人に金銭等の財産的利益を移転しておりますけれども、この意思表示は取り消しが可能であつたり、あるいは無効であることから、犯人には当該財産的利益を終局的に保持する権限はございません。そこで、被害者は、不当利得返還請求権に基づき、あるいは損害賠償請求権に基づきまして、犯人から利益の返還を請求することが可能であります。これらは通常の民事訴訟手続に基づいてなされることになります。

こうした私権の実現に係る原則を踏まえまして、現在の組織的犯罪処罰法、組犯法とも略称させていただきますけれども、同法のもとでは犯罪

事件でも発覚しているところですが、海外の捜査

金融当局がマネーロンダリングの疑いのある預金を発見すれば、通常、関連する口座を凍結し、銀行取引を停止し、また預金債権の剥奪をします。

そういった預金債権相当額を日本に戻さない限り戻すことができなくなる、これを防止するのが

組犯法の趣旨でございます。

今述べてきたところで、既に若干の私の評価は述べておりますけれども、まとめますと、ここでも

以上の原則なのですけれども、実際には、暴力

団関係者の統括するやみ金融組織により被害に

遭った者が、民事法の原則に従って自力で財産的利益の回復を図ることは、非常に困難でございます。こうした被害者には、民訴を提起するだけの財産的余裕がないことも多いですし、また、資力はあっても、暴力団関係者を被告として民訴を遂行するという決断には相当の勇気が必要かと思われます。この点、想像にかたくありません。こうした実際上の難点が伏在していることは、組犯法の立法段階でも意識されていたことですが、現実に深刻な問題であったということは、御存じの旧五菱会事件を通じて明らかになったところでございます。

そこで、このような現実に対応するために、レジュメの(1)、(2)、(3)と書いております対策、新制度が提案されており、これが上記二法案の骨子となるべき点でございます。

この点に関しては、さきの三点挙げた第三番目の点、外国所在の犯罪収益の還付方法の創設という点についても一言述べたいと思います。

これは、組織的犯罪の国際化に対応する大きな意味を持つものかと思います。例えば、組織的にやみ金融業を行った団体は、獲得した違法な財産を蓄積した後、その再投資を図ると思われます

が、その際には、違法な資金を洗浄する、すなわちマネーロンダリングが必要があります。その

有力な手段として、銀行秘密が高度に保持されており、日本の被害者の方にこのような手続があり権利を実行できる点を十分周知させることが重要です。これは皆さんも御存じのところで、私も全くそのように思っております。

それを超えて、さらに一般的な犯罪被害者保護法制をつくるべきか。これはさらに検討を要するところですが、今回の法案が旧五菱会事件を契機としたものであり、かつ、極めて悪質、重大な組織犯罪対策であったことを考えると、現在では、これをまず着実に運用し、その後、税法等他の制度を勘案して、より一般的な制度の可能性を探るべきではないか、個人的には、あるいは学者としてはそのように思っているところでございます。

若干はちょっとおもづけられますが、これもまた、この点においては、さきの三点挙げた第三番目の点、外国所在の犯罪収益の還付方法の創設という点についても一言述べたいと思います。

これは、組織的犯罪の国際化に対応する大きな意味を持つものかと思います。例えば、組織的に

やみ金融業を行った団体は、獲得した違法な財産を蓄積した後、その再投資を図ると思われます

が、その際には、違法な資金を洗浄する、すなわちマネーロンダリングが必要があります。その

有力な手段として、銀行秘密が高度に保持されており、日本の被害者の方にこのような手続があり権利を実行できる点を十分周知させることが重要です。これは皆さんも御存じのところで、私も全くそのように思っております。

それを超えて、さらに一般的な犯罪被害者保護法制をつくるべきか。これはさらに検討を要するところですが、今回の法案が旧五菱会事件を契機としたものであり、かつ、極めて悪質、重大な組織犯罪対策であったことを考えると、現在では、これをまず着実に運用し、その後、税法等他の制度を勘案して、より一般的な制度の可能性を探るべきではないか、個人的には、あるいは学者としてはそのように思っているところでございます。

若干はちょっとおもづけられますが、これもまた、この点においては、さきの三点挙げた第三番目の点、外国所在の犯罪収益の還付方法の創設という点についても一言述べたいと思います。

これは、組織的犯罪の国際化に対応する大きな意味を持つものかと思います。例えば、組織的に

やみ金融業を行った団体は、獲得した違法な財産を蓄積した後、その再投資を図ると思われます

が、その際には、違法な資金を洗浄する、すなわちマネーロンダリングが必要があります。その

有力な手段として、銀行秘密が高度に保持されており、日本の被害者の方にこのような手続があり権利を実行できる点を十分周知させることが重要です。これは皆さんも御存じのところで、私も全くそのように思っております。

それを超えて、さらに一般的な犯罪被害者保護法制をつくるべきか。これはさらに検討を要するところですが、今回の法案が旧五菱会事件を契機としたものであり、かつ、極めて悪質、重大な組織犯罪対策であったことを考えると、現在では、これをまず着実に運用し、その後、税法等他の制度を勘案して、より一般的な制度の可能性を探るべきではないか、個人的には、あるいは学者としてはそのように思っているところでございます。

若干はちょっとおもづけられますが、これもまた、この点においては、さきの三点挙げた第三番目の点、外国所在の犯罪収益の還付方法の創設という点についても一言述べたいと思います。

これは、組織的犯罪の国際化に対応する大きな意味を持つものかと思います。例えば、組織的に

やみ金融業を行った団体は、獲得した違法な財産を蓄積した後、その再投資を図ると思われます

が、その際には、違法な資金を洗浄する、すなわちマネーロンダリングが必要があります。その

有力な手段として、銀行秘密が高度に保持されており、日本の被害者の方にこのような手続があり権利を実行できる点を十分周知させることが重要です。これは皆さんも御存じのところで、私も全くそのように思っております。

それを超えて、さらに一般的な犯罪被害者保護法制をつくるべきか。これはさらに検討を要するところですが、今回の法案が旧五菱会事件を契機としたものであり、かつ、極めて悪質、重大な組織犯罪対策であったことを考えると、現在では、これをまず着実に運用し、その後、税法等他の制度を勘案して、より一般的な制度の可能性を探るべきではないか、個人的には、あるいは学者としてはそのように思っているところでございます。

全国の弁護士、司法書士、被害者の会らで結成しました。二〇〇一年九月から昨年十二月まで、七度にわたって、延べ二万七千件のやみ金融業者の集団告発を行っております。

この集団告発というのは、一時に多数の情報を集中して悪質業者の存在を浮かび上がらせ、また、まとまった人數で捜査に協力できる体制を用意することを目的としています。しかし、それでも二〇〇二年ごろは、やみ金業者の数は余りに多く、その全容もつかめない状態で、被害は全国的に拡大する一方ではないかと感ぜられていました。

の歳入に繰り入れることにしていますが、しかし、剩余额が生じてしまうというのは、被害者の置かれた状況などによって手続に参加できなかつた、そういう被害者のお金でありますので、そのような被害者の損失において国が利得するとするところ、それはやはりふさわしくないのではないか。

そこで、犯罪被害者保護のための基金を整備して、剩余额が生じたような事件においてはこの剩余额を基金に組み入れて、次の事件のために使うというような仕組みがぜひ欲しいと思っております。

といいますのは、被害者を掘り起こす工夫をしようと思えば、例えば、いろいろな媒体を使って多数の被害者にこの手続を周知させていくとか、さまざまの調査を行うなど、費用がかかります。人手もかかります。初動費用が必要なわけなんですがれども、もしもあらかじめ費用がないとすると、掘り起こしも十分にはできない。そうすると、せっかくよい理想で出発した手続だけれども、さっぱり成果が上がらないということになってしまいます。そうしますと、さらにそもそも費用不足が見込まれるような事件については、初めからどうもこの制度は使えないなというふうに引いてしまって、先細りになつてしまつて、心配がります。

事件の種類によって被害者へのアクセスの難易度というのはさまざまであろうと思いますけれども、難しい事件であればあるほど、このよう公的な手続をぜひとも活用してほしいところがあります。

価され、先ほど画期的だという御意見もいただいたということで、本法案を速やかに可決、成立していくことが我々国會議員の責務ではないかと改めて感じさせていただいたところでござります。

そういう面では、制度設計には問題はないということですが、ただ、先生方には、今後の運用面とか展望面でそれぞれ御意見を聞かせていただきました。基本的な制度・法体系・制度設計はいいけれども、その先、具体的にどう運用していくか、そしてさらに、より抜本的な部分に向けての課題ということも御意見をいただいておりまして、その中で一つ、掘り起こしといふ問題がござります。

既に当委員会でも何度も法務省の方に質問させていたいたい部分があるわけなんですが、当然、制度として周知徹底をしていくことは大事なことだと思います。実際、今回のやみ金の事件を見てみても、いわゆる出資法違反の部分は返さなくてもいい、という基本的なことさえわかつていらっしゃらない、また、それについて込むような形、また、いわゆる精神的な圧迫の中で、思考を停止するような形でつけ込むことがあるわけなんです。

そういう一人一人にとつては非常に微妙な問題が絡む中で、終わつたということで安心している中で、当然、被害を回復してくれるというのはもちろん大事な話なんですが、これは非常に微妙な、プライバシーという言い方も変なんですが、つまり、自分にとっては非常に心の傷があつて、それを回復してくれるのはいいんだけども、これをまた周知、つまり周りの方に知られたくないなどという心理も一面働くのかもしれないなということもあります。実際、やはり、そういったものを見失つたがつたりとか、お金を返してくれるのはありがたいんだけども、それをもう一度、家族であつたりまた職場の方であつたり周りの方に、そんなことに絡んでいたのかなんというところを知られたくないという心理も働くのではない

そういう面では、当然、周知徹底をしていくことは大事な反面、相当、ケース・バイ・ケースとして、微妙な問題も絡んで、例えば、通行った場合なんということになると、それだけでも何か変なうわさになるということで、運用面、掘り起こしと一言で言つても、相当微妙な問題も絡むのかなというような気がいたしております。それぞれの、特に木村先生、実際の事件を取り扱つておられるのでその辺詳しいかもしれません。が、それぞれ両先生に、その辺の掘り起こしの微妙な問題に関して御意見をいただければと思います。

○今井参考人　被害者の方を掘り起こし、その権利に目覚めて活動していくなどは極めて大事なところだと思います。

しかし、今御指摘のように、被害者の中には、もう忘れないからそつとしておいてほしいという方もおられますので、まずは、そういった新たな、壁があつても越えていく、権利の実現に行きたいという方々の積極的な行動の積み重ねによつて、他の潜在的な被害者の方々の意識を高めしていく、意識を高めるというのは変な言い方ですけれども、権利に目覚めていたくということが必要であつて、社会全体としていきなり被害者の権利のために進もうというのは少し抵抗が大きいかもしれませんと個人的には思つております。

また、今御指摘のように、検察庁からの通知があつた場合という話ですけれども個人情報保護という観点からいっても、望まない方で現にいらっしゃるかもしれない、あるいはそれは被害の額に依存しているかもしませんけれどももう少し実情を見させていただきたいと個人的には思つ

○木村参考人 被害者へどうやつて接近するかと
いうのは、特に我々民間の私的弁護団の場合は、
やはりかなり遠慮せざるを得ませんでした。この
ような公的な手続となると、またプライバシーで
すとかそういういた秘密の問題についても、一定程度
正当化できる根拠を持った近づき方ができるので
はないかと思っています。

確かに、個々の被害者によっては、知らせても
らつても手続には参加したくないという方もい
らつしやるだろうとは思うんですけども、た
だ、もともと知らないままに放置されているとい
うこととの兼ね合いで考えますならば、まずは知
らせる努力をして、その後、御本人の御判断とい
うのはあつてよろしいかと思うんですけれども、
やはり知らせる努力はせざるを得ないのでない
かと思います。

例えば、手紙を送るについても、名前のわから
ない白い封筒で送るとか、そのような細かな配慮
というのはあり得るかと思いますし、イメージを
喚起していただく意味で、発想の転換として一につ
紹介させていただくなのは、アメリカなんですか
ども、FTCが行っていることなんですが、詐欺
商法の事件で被害者掘り起こしをするために、詐欺
商法の会社が行っていた広告と全く同じデザイン
の広告を掲載して、この広告にひつかつた方
はFTCに連絡と電話番号が書いてある、そ
ういうふうな接近の仕方というのがありました。
これはいろいろ工夫をしていくことが必要である
と思います。

○赤池委員 ありがとうございました。

実務に携わつていらつしやる方ならではの情報
もいただきまして、今後、速やかに通して、具体的
的な運用の面において先生方の意見を反映できる
ような形で、引き続き私も意見を述べていきたい
なというふうに思いました。何をおいても、当然
然、周知徹底は必要なんですが、やはり微妙な部
分というのはケース、ケースとして相当あると考
えておりますので、できるだけ配慮をした形での

被害の回復というものの力を尽くしていきたいと思います。

そして、ちょっと時間もないんですが、もう一点だけお聞かせいただきたいのは、木村先生の方から基金という御提案もいただいております。そういう面では、まず制度設計からいと、もともと、一般財政に入るわけではないんですから、いわゆる限られた中で、もしかすると、余るというよりも足りなくなるみたいなことも当然考え得るということで、基本的に、制度の設計としては、もともと基金に回すほどのものが果たしてあるかなしやという部分も感じております。

そして、当然、本格的な救済、先ほど言つたように一般法でさらにより突っ込んでという、次のステップとしては大事かもしれません、今回においては、いわゆるこういった事態の中で、それをブールするという法体系、法の仕組みをどうするかということでも相当、結構時間もかかるかもしれないということです、そういう面では、今回はこのような形の制度設計として、残存が残るか残らないか、ほとんど残らないかも知れない。逆に、これだけ返してくれといつても自分の分だけ返らないということも当然考へ得る中での問題ですから、今回の制度設計においては、まずは残存ということは一般会計、しかし、その先という二段階の考え方でいいのではないかと私は思つんでいますが、それぞれ両先生の御意見を基金に関していただければと思います。

○今井参考人 恒常的な被害者保護施策のための基金をつくるというのは、将来の大きな課題であると個人的には思つております。

しかしながら、今回の提案に係る制度は、組織的で重大でかつ国際的な色彩を帯びた犯罪対策ということですので、なかなかそこまで行きませんが、将来基金をつくるときには、犯罪被害者ではありますけれども、もう少し広い視点、例えば消費者保護のあり方、消費者教育の一環などという点も考え、また税金の有効な活用ということも考えて、特に犯罪にリンクした、犯罪被害に限定さ

れた領域ではなく、もう少し広い観点から、税金類似の基金の創設であれば私は考えられると思つております。

○木村参考人 確かに、多くの事件では、没収された財産の方が少なくて、全員が全額の弁償を受けられるわけではないけれども、平等な配当で我慢しなければならないという事件が多いだろうと思ひます。

ただし、出発点となる五菱会の事件で、もしイスから戻されてくるお金があつたとして、そこにおいて剩余金が生じるような事態も起るかもしないというふうに予想をしております。

○赤池委員 時間が参りましたので、私の質問は二点のみということでございましたけれども、速やかに本法を可決、採決し、そして、より運用面、さらにその先にあるものに向けて引き続き努力をしていきたいと思います。

○石原委員長 次に、高山智司君。

今井先生、木村先生、きょうは、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

まことに伺いたいのは、今、同僚議員からも聞かれましたけれども、まず余剩金の問題ですけれども、今回の五菱会の事件では、五十億円がシステム局にマネーロンダリングということで没収された、それで、そのうちの一部を日本に返してもいいよと言つていて、その話でござりますけれども、本来、これは全部被害者のお金なんじゃないのかなという気もしているんです。

これはまず木村先生の方に伺いたいんですけども、今回この事件で、そもそも五十億円ぐらいで被害は足りているものなんですか。それとも、もっとこれからいろいろな人が出てきて被害が拡大しそうな勢いなのか、まずちょっとその辺を伺いたいんですけれども。

○木村参考人 本当の被害は、多分、被害者は数万人いるだろうと思いますし、犯罪収益は数百億円、数千億円という規模ではないかと思われま

す。それから、やみ金の店舗は最盛期には一千店舗ぐらいあったと言われていますけれども、刑事記録の中などで把握できていると思われるのと、程度であると思います。

だから、本当の被害全體からすれば五十一億円というのは、ごくわずかかもしれないけれども、刑事課としてはあとは、実際に被害者の方が被害に遭つたのは二〇〇二年、二〇〇三年ごろが中心です。三年前、四年前のことですので、その被害者にたどり着けるかどうか。そこでも全員に行き渡らず、余剩金が生じてしまうかも知れないと思つています。

○高山委員 先ほどの被害者の掘り起こしというところでも問題になつたんですけども、これは両先生に伺いたいんです。

金業者が、五菱会金融とか五菱会ローンとか、そういう名前だつたんでしょうが、これは例えば被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

そういうふうな名前でやつていて、自分が五菱会の被害者だとやつていて、自分に五菱会の被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

そういうふうな名前をやつていて、自分に五菱会の被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

○石原委員長 両参考人、今井参考人、木村参考

○今井参考人 警察が捜査をしているときに、被害者とともに聞おうとしている弁護団等にどういふ情報が提供されるか、そういう御質問ですか。（高山委員はい」と呼ぶ）はい。

まず、一般的には、御存じの暴対法というものができます。警察が民事不介入の原則をとつておりますので、民事事件に関して余り介入しておりません。しかし、暴対法以降は、特に指定暴力団が行う違法な行為については積極的に関与しておりますし、ちょっと詳しく具体的な名前は今失念しておりますけれども、そういった対暴力団に係る民間の団体があり、それらの支援を得ておられます。三年前、四年前のことですので、その被害は、たどり着けるかどうか。そこでも全員に行き渡らず、余剩金が生じてしまうかも知れないと思つています。

○高山委員 先ほどの被害者の掘り起こしというところでも問題になつたんですけども、これは両先生に伺いたいんです。

金業者が、五菱会金融とか五菱会ローンとか、そういう名前だつたんでしょうが、これは例えは被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

高山ローンとかにこにこクレジットとか、何かそいういう名前だつたんでしょうが、これは例えは被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

そういうふうな名前でやつていて、自分に五菱会の被害者だと気づいていない方々が多々いると思うんです。

○木村参考人 まず、店の名前ですけれども、当

然ながら、五菱会ローンなどと名乗っているわけではありません。末端の店舗は、例えはウインズサービスとかアトラスサービスとか、そういう一般的な名前を使つていまして、特に、店長に対しては、組織の上のこととは絶対にしゃべるな、上とのつながりはしゃべるなどということでおどかしておられますので、それが被害者に知られるようなる形で営業をしていたわけではないということになります。したがつて、掘り起しのためには、店の名前を公表して、この店の被害に遭つた人は、どのような呼びかけをすることが必要になつてくるかと思います。

そこで、捜査をする上で、そのようなことが見込まれる事件の場合は、あらかじめそういうふうな名前を明らかにするとか、かかわった口座の名前を明らかにするとかいうことはやつていただきたいと思います。

○高山委員 木村参考人に、実践的な経験をされたところから、もう少し今のところを振り下げるといふのはどうな感じで、大体すごく協力的にうまいことしているものなのか、それとも、やはり口座の名前を明らかにするということをやつていただきたいと思います。

○木村参考人 そうですね。広く一般的に言えば、なかなか協力関係をつくるというのは難しいといふ面はあるかと思います。個別の事件でこのような被害がありましたと被害届を出したり告発、告訴をしようと思つても、なかなか捜査してもらつまでが大変という面はあります。ただ、この五菱会事件のような大きな広がりを持った事件の場合には、やはり警察の方の側も非常に協力的になつていただいていた面はありました。

○高山委員 警察は非常に協力的だということだつたので、それはいいと思うんですけれども、あと、国税との関係もちょっと伺いたいんです。これで、両参考人に伺いたいんですけれども、だつたので、それはいいと思うんですけれども、あと、国税との関係もちょっと伺いたいんです。このこの五菱会事件でも、国税滞納分の差し押さえとの関係というのが出てきたと思うんです。これはもう価値観の問題と言つてもいいのかもしれません。

ところが、やみ金の場合はまだ店というつながりの接点がありますけれども、振り込め詐欺の場合はもつと難しいです。振り込め詐欺の場合は、自分の息子の名前を名乗つて電話をかけてきたあの男というものしか残りませんので、あととの接点はお金を振り込まれた相手方の口座ですね。だ

ないんすけれども、確かに、国税滞納をするのもやはり悪いことだし、人をだましてお金を取ることも悪いことだ。だけれども、国税というのは国家権力そのもので、すごい権力もあり、緻密に調べて仕事をとしてやっていく。それに比べて、今回の五菱会の被害者というのは、正直言つて、そもそも、余り金融のことなど詳しくないからこういううやみ金にかかっちゃうわけですね。

そういう人たちとの対比をした場合に、裁判のことを伺うのではないですけれども、今後のことを伺うのではなくですけれども、今後のことなんですね。國税の皆さんも仕事ですることを得ると思うんですね。國税の皆さんも仕事でこれから、これはまさに早く差し押さえなきや、幾ら幾らちゃんと取らなきやということでやっているんだと思いますけれども、これはやはり政策判断で、何か制度上うまく整理をしなきゃいけないんじやないかなと私は思っているんです。

両参考人に、この国税滞納分との先後関係といいますか、どちらを優先させるべきかという政策判断ですね、どのようなお考えをお持ちか、教えてください。

○今井参考人 御指摘の部分は非常に難しい問題で、例えば別の経済犯罪の法律をつくるときも、いつも問題となってくるところでございます。

先後関係自体は恐らくじれいのではないかと、私は租税法専門ではありませんが、思うのですが、例えば、税金を徴収するというときに、制裁的機能があるのであるということを認めて、違法性が疑われるような事業に係る徴税ということに関しては、他と違った税率を掛け、そこで上積みをとつて基金を設定するということがあればいいのではないかと個人的には思つておりますが、これはやはり租税法の体系、憲法上の税法の体系を全部考えないといけないので、今後ぜひ早急に検討されたいと思っております。

○木村参考人 まず、先着手ということで言えば、一般的の被害者と税金と並べてスタートを切れば、税金の方が早いだろうと思ひます。常に負けてしまうということだと思います。

それから、この手続での没収との関係で言え
ば、没収した犯罪収益がすべて国庫に帰属する
いう、現在の状態では先着主義であっても、ど
ちらにしても行き先は同じだから、どっちの手続
が先に始まても余り大きな差異はないかもしれ
ないんですけども、今回、一般会計に直ちに組
み入れるんじゃなくて、被害者に分配するとい
う手続を設けたわけですので、たまたま税金の差
押さえが先行していたとしても、この手続にひと
まず優先して回すという考え方もあるのではないか
かと私は思っております。

○高山委員 この租税の滞納分と犯罪被害者との
先後関係を論じると、いや、そんな犯罪被害者の
方を優先すると、一般的民事の普通に持つてある
債権者との関係でもまた混乱を生じてしまうといった
ような意見もあるんですけれども、私は、この
一般的民事の債権と犯罪の被害者の債権と、あと
租税債権と、この三つを区別して考えることは十
分可能だと思うんですけれども、先生方、この三
つの債権の先後関係をどう整理して考えたらいい
かというところを、今の時点でのお考えを伺えます
か。

○今井参考人 そうですね。非常に大事な視点で
あると思いますし、私も個人的にはそういう方向
が望ましいと思っておりますけれども、租税債権
と他の一般民事の債権を分けた上で、先ほど私の
意見のところでも述べたのですけれども、犯罪被
害者というときに、例えば詐欺の被害に遭っている
ときに、まだ詐欺に係る契約を取り消していくな
い、あるいは取り消したというときには、被害者
であると同時に民事債権者にもなるわけで、もしも
その明確な行為と因果関係があつて犯罪被害と
認定された人がいれば、その人方を特に厚く保護
するためには、民事債権の優先度を高めることとは
可能かと思いますが、それ以前に、他の経済犯罪
一般にもうなんですか、民事法上の有効性と
ものなどをどういうふうに区分けするか、民事法と刑
事法との区別を議論しないといけないと思ってお

繰り返しますと、租税債権と他の債権の区別は可能かと思いますが、犯罪被害者を保護するためには、まずは明確な区切りをして、その被害者方に特に手厚い手当てをしていく、これがスタートであろうと思っております。

○木村参考人 本日意見として述べさせていただけいたのは、税金とそれから被害回復給付金支給制度との優劣ということでは、後者を優先すべきじゃないかということあります。個別の被害者が個人個人で損害賠償請求権行使するときと税金との関係、あるいはほかの一般民事との関係という意味では、必ずしもそこまで踏み込んで申し上げたつもりではありませんでした。

○高山委員 ちょっと時間がなくなつてしまひたので、また五菱会の事件の話にまた戻るんですけどね、五十一億円、マネーロンダリングであると。それで、実際問題、本当の被害はもつと大きいんじゃないかというようなこともあると思うんですけれども、スイス当局はその一部だけ返していいというようなお話をでした。

だから、やはりこれは先生に頑張っていただきたいで、日本の被害者はこれだけの額があるぞということをまず早急に確定していただいて、スイスから全部返せというようなことを、これは政府とともに言いたいと思うんですけども、この被害財産を確定していく上で、それこそ先ほどの話じゃ全然足らぬ、だから全部返せといふ形でやつてしまつていいですけれども、五菱会ローンという形でやつてしまっているわけじゃないから、自分が被害者じゃないと思っている人もいっぱいいるわけですよ。でも、この事件がまた報道されていくと、ちょこちょこ出てくるかもしれませんね。

そうすると、これは両先生に伺いたいんですけどね、後から、いや、何かいろいろ新聞見てみたら、どうもおれもそういうらしい、返ってくるんですね、かう駆け込み寺的に後で來た人、これはどうですか、こう駆け込み寺的に後で來た人、これはどう対応したらいいというふうにお考えですか。

○今井参考人 実体法的に言えば、あるいは実能

として言えば、例えば五糸会のやみ金によって被害を受けた人というものは初めから確定していて、それは発見すべきだろうと思います。

しかし、例えば、今回の法案においても、資格の裁定であるとか裁定のための時期を区切つておきますけれども、バランスの問題かと思います。明確に被害を疎明している方々を迅速に保護するという必要性と、実はあれは昔の領収証が出てきたので、おれは被害者だつたんだと思うような人をどこまで保護するかは、時間との兼ね合いで、どこかで区切らざるを得ない問題で、実体法上の請求権をどこか手続法で区切るのは、残念ながら仕方がないことかと思つております。

○木村参考人 この点については、法制審議会で御議論いただいている中で、やはり論点として出てきました、そこで、「たん手続を終了する時期が来ても、またおくれて参加してくる人のために再度そのチャンスを与えるという仕組みまではつくつております。ただ、永久にというわけにはいかないので、その特別の手続も終わつた後はやはり被害回復を受ける機会はなくなつてしまつということになりますので、だからこそ最初の掘り起こしが大事というふうに考えております。

○高山委員 時間が参りましたけれども、本当にこの手の経済犯罪というのはどんどん新しい手が出てきて、なかなかこの国会というのは決めるのが遅くて、後手後手に回る部分もありまして、先生方には最前線でそういう悪の組織と闘っていたのだいて、本当に感謝をしております。我々国会の方でも、とにかくスピード一デーに、先生方が聞いたやすい武器をつくれますように頑張つてまいりたいと思います。

どうもきょうはありがとうございました。

○石原委員長 次に、伊藤涉君。

○伊藤(涉)委員 公明党の伊藤涉です。

冒頭、本日は当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速質問に入らせていただきますけれども、まず初めに、今何度も出てきました五糸会事件で、

スイス銀行に五十一億というお金が今あると。そもそもこれがどれだけ日本に戻つてくるかという議論がなされていて、私、報道ベースでしか存じ上げないんですが、米国ですか、スイスは米国との間に、没収は基本原則として折半する二国間協定がある、欧州各国との間でも折半が一般的な処理方法として定着しつつあるという報道を読んで、そもそもその半分しか返つてこないということになると、先ほどのお話を聞いていても、非常に厳しいなと思うわけですが、半分というものの妥当性というのはどういうふうに理解すればいいのか。

また、ここから、日本とスイスはこれを今協議をしているんですが、こういう考え方もあるとうような何か御意見をいただければありがたいと思いますので、両先生にお伺いをいたしました。

○今井参考人 今回、スイス・チューリッヒ州が没収をしていると報道されているお金でございますけれども、これがマネーロンダリングの対象財産であると言われておりますが、御存じのように、マネーロンダリング罪というのは、もともとアメリカ発祥の新しい犯罪で、それがヨーロッパに広がつていって、スイスにおいて特に問題であると言われて、現在のようになつているところでございます。

そうした場合に、日本法の今回の法案でいきますと、譲与に係る財産の折半ということなんですねけれども、これは恐らく外交上も通常のことかなと想像しております。勉強したことがございますけれども、各国において経済取引がグローバル化しているときに、一国だけではなく同種の国において同様のマネーロンダリングが起つたときにお考えについてお伺いしたいと思います。

○木村参考人 最初のうちは、この手続を使える範囲内での同種の事件ということになるのではないかと思います。

恐らく例外があつて、一国の主権の及ぶ範囲において明確なマネーロンダリング等があつた場合には、例外規定によつてその国がすべてを没収するということはあり得るかもしませんが、それ

はケース・バイ・ケースの交渉事項なのかもしません。

○木村参考人 私も聞いておるところでは、折半というのが一般的な慣例であるようです。

これは本当に、国ととの間の問題ですので、我々民間人が乗り込んでいくておるところでは、折半とても大変ですので、国としての働きかけをいただく中で、そこに随行させていただければと思つています。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。

もう一点は、先ほど来出ていた没収金の残余金の取り扱いのお話ですけれども、この点については法制審でも相当議論がされていて、支給手続終了後に給付資金の残余が生じた場合には、当該残余の額を基金として犯罪被害者のための施策に充てることを検討すべき、これも書いてございました。また一方で、これは政府、関係機関にまたがる多角的な見地からの検討が必要な問題なので、回復給付金の支給を行うための制度を実効的なものとするためには、事業の規模や給付資金の額等の事情に応じ、想定し得る被害者が申請を行うのに十分な期間を定めることが必要と、日本語で書くとさういうことになるのかなと思います。

木村参考人にお伺いしますけれども、先ほど御意見の中で、基金を創設してはどうかと。そういう方法もあるなと思う一方で、非常に素人的な発想ですが、要するに、基金を創設してためておくと、実際に被害に遭われた方じゃない、また別の事件の方にそのお金が使われるということになるので、國に納めるのがいいのか、類似の事件で被害に遭われた方に払う方がいいのか、これは、今までの段階では私はどちらがいいのか、ちょっと判断をしかねるところがあるので、もう一度、その辺をお答えの方でも結構ですので、よろしくお願ひします。

○今井参考人 五菱会の事件の場合、被害者の方々がどれほどいて、どれほど苦しんでるか、私は具体的に存じおりませんのでなかなか難しかったけれども、この弁護士費用ですか慰謝料

はないかなということを思い描いています。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。

ちよつと、幾つか細かい点について御意見をいだきたいと思います。

まず支給の申請期間についてですが、今回の法律では、支給の申請期間、公告があつた日から起算して三十日以上と、最低のレベルを規定していく、加えて特別支給申請期間というのもあって、これも三十日以上と。要するに、上限については特に記述がないわけです。

この点についても、法制審の部会では、被害の回復給付金の支給を行つたための制度を実効的なものとするためには、事業の規模や給付資金の額等の事情に応じ、想定し得る被害者が申請を行うのに十分な期間を定めることが必要と、日本語で書くとさういうことになるのかなと思います。

これは参議院で既に何度か議論がされていて、例えばという答弁で、五菱会のようなケースだと半年ぐらい必要ではなかろうかと答弁もなされました。

この支給申請期間というの非常に難しい問題だなと思うわけで、どの程度の期間を待つて申請者を確定させるのが妥当なのか、これはまさに御意見という形でお伺いできればと思います。例えば五菱会の場合だつたらというような、そういうお答え方でも結構ですので、よろしくお願ひします。

○今井参考人 五菱会の事件の場合、被害者の方々がどれほどいて、どれほど苦しんでるか、私は具体的に存じおりませんのでなかなか難しかったけれども、この弁護士費用ですか慰謝料

あつてしまかるべきかと思つております。

○木村参考人 私も、五菱会の件に関しては、まだその店の一部しか解説されていないというふうなところから出発しなければなりませんので、半

年程度というのは必要なではないかなと思います。

やはり、申請をする期間を与えることも必要で、一方では、もう既にわかっている被害者の方には早く分配しなければならないということとのバランスで決めなければなりませんが、五菱会の場合はある程度の期間を必要とするのはやむを得ないと思います。

○伊藤(涉)委員 続いて、では給付金の額の問題で、この制度で被害者が受けることのできる被害給付金の額は、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基準として定めるとなつて、これは参議院での質問であつたんですが、事業によつては、これは慰謝料等を含めるのが適当ではないかというような考え方もあると。さらには、必要な弁護士の費用ですか、つまり、被害回復といふものを念頭にこれまで失つた財産までを回復すると見るのか、あるいは精神的な損失をどう見るのかという考え方があると思います。

確かに、慰謝料等は民事賠償請求権の範疇である、主觀的因素も含るので、個別具体性が強いので迅速な分配にはじまらないという考え方から、今回はこれは外されているというふうにお聞きしましたけれども、この弁護士費用ですか慰謝料ですとか、こういったことを含む、含まないといふことに対しても御意見をお伺いしたいと思います。

○今井参考人 今、参議院での議論を御紹介いたしました、私も聞いていて、基本的には法律の制度としてはそのような整理なのだろうと思つております。

慰謝料は個別具体的に個人の主觀面を考慮して決められるもので、民事訴訟においても非常に大きな額の算定が難しいものでござります。

また、現実問題として、弁護士費用をかけな

れば弁護士さんと一緒に戦えないということはそのとおりなので、そういうことに保護の必要がないとは全く思わないのですけれども、これは犯罪被害者の方に迅速に給付を与えるというのとは別の、先ほども少し申しましたが、広い意味での悪徳商法に係る消費者保護の問題、あるいは弁護士会等のプロボノの関係で考慮されてはいかがかと個人的には思つております。

○木村参考人 私は、慰謝料とか弁護士費用とかも、例えば剩余が生じてしまいそうな事件の場合においては含めてよいのではないかなどいうふうに思つてはおりました。

ただ、多くの事件の場合は、むしろ被害額全体に比べて没収できた財産は少ないであろうと思ひますので、そうすると、外をどこに広げるかといふよりは、被害者間で公平に分配すること、早く分配することが優先することになるのではないかと思います。

○伊藤(涉)委員 次に、迅速な分配という観点から、没収、追徴をされる犯罪被害財産、これは当然被害者の財産でございますので、裁判所、裁判官はこの犯罪被害財産返還率というか原則返還を徹底する、これが非常に重要なことがあります。

この犯罪被害財産を被害者の方が取り戻すために、実際の運用で、官報ということがありますけ

れども、これはいかに実際の被害者の方にお知らせをするかというこの運用面での方法、周知の方

法等が非常に今後重要になると思ひますけれども、この周知の方法と、いかに多くの人にこの犯

罪被害金を分配していくか、そのための運用面について何かアドバイスをいただければと思いま

す。これも両先生にお伺いします。

○今井参考人 被害者の方に権利を有しているこ

とを早く周知徹底して認識していただきたいと思いま

すが、恐らく、その前提といたしましては、捜査機

関がまず迅速に犯罪として立件をし、捜査を進め

るということがあり、その過程でマスクミ等の報道によつて実は自分たちの権利が侵害されている

んだということを知ることが大事なのかと思いま

す。

今回の五菱会の事件の場合には、借りる方も他の機関からは借りられず、また脅迫的な言辞を受けて借りてしまつたという場合もありえ、全国に

被害者が散つていたこと也有つて、権利侵害はわかつていても立ち上がるのに相当な苦痛があられ

たのではないかと思ひますけれども、他の類型の消費者犯罪等に関しては、もう少しまスコミを通じての周知によつても実効性があるかと思つて

おります。

○木村参考人 意見陳述でも申し上げましたが、官報は見たことがないとか自分はパソコンを持つ

被害者でしたということを知らせる機会がつくら

でしようから一般的な周知方法だけじゃなく

やみ金とか振り込み詐欺の場合は、口座に入金

したということで、その振り込みの際に名前、電話番号などが記録として残るはずですので、そこ

からたどつていくというのが一つの方法であろう

かと思ひます。これは膨大な作業が必要であると思ひますけれども、やるに値することであると思

います。

○伊藤(涉)委員 では、これで最後の質問、また

両先生にお伺いしますが、最後に疎明資料につい

ての御意見をいただきたいと思います。

○伊藤(涉)委員 給付金の支給に当たつて提出すべき疎明資料の内容については、これも参議院での答弁で、預金

通帳や振り込みの明細書、郵便物やメールの印字

した紙などというような答弁がありました。この

点も、公告等を通じて、被害に遭つた方、これを

掘り起こす。そして、過去を振り返つて、対象犯

味では、余りバーを上げ過ぎるとお返しできなく

なる。

一方で、成り済ましというか、実際には被害者

対策ということですつと取り組まれてきたことに

でもないのに支給を求めてくる、この微妙なバランスをとらなきゃいけないところだと思いますの

で、この点についても、疎明資料の運用という意

味で、最後に御意見をいただければと思います。

○今井参考人 今回、考案されている給付という

のが、検察官のもとでなされる、広い意味では基

本的には行政処分かと思いますので、今のような

疎明資料に基づく処分であらざるを得ないと想

りますけれども、成り済ましの防止ということは確かに重要です。

ただ、それは、疎明資料を持つてきて、私に支

給資格があると申請する段の本人確認を徹底する

ということですとめるべきかと思つております。

○木村参考人 私も、成り済ましの点は今井先生

と同じです。本人確認の徹底ということであろう

かと思ひます。

○木村参考人 振り込み明細に関して言えば、実際に被害に

遭つて、自殺しようとして、その後、引っ越しから

かと思ひます。これは膨大な作業が必要であると

かと思ひます。これは膨大な作業が必要であると思ひますけれども、やるに値することであると思

います。

○伊藤(涉)委員 では、これで最後の質問、また

両先生にお伺いしますが、最後に疎明資料につい

ての御意見をいただきたいと思います。

○伊藤(涉)委員 給付金の支給に当たつて提出すべき疎明資料の内容については、これも参議院での答弁で、預金

通帳や振り込みの明細書、郵便物やメールの印字

した紙などというような答弁がありました。この

点も、公告等を通じて、被害に遭つた方、これを

掘り起こす。そして、過去を振り返つて、対象犯

味では、余りバーを上げ過ぎるとお返しできなく

なる。

一方で、成り済ましというか、実際には被害者

対策ということですつと取り組まれてきたことに

本当に敬意を表したいと思いますが、今回の立法

者、これは五菱会関係かどうかはわからないわけ

ですけれども、続々と名乗りを上げられたり、損

害回復ということで、何とかならないのかという

ことで声を上げられる可能性というのはどのくらいあるとお感じになつていらっしゃいますか。

○木村参考人 そうですね、これは本当にわかりませんけれども、これが初めての制度であります

し、先ほどは三年前だからと申し上げましたが、まだその記憶は残つていると思いますので、接触

の機会に恵まれれば手続に参加してくる方はいる

だらうと思います。ただ、そこではやはり手続を主宰する側から積極的に働きかけていくことが重

要であると思います。

○保坂(展)委員 続けて、先ほどの意見陳述の中

で、違法収益吐き出しの制度について、なお課題

が残つているということで、三点ほど挙げられて

おりますが、最後に「例えば、国や地方自治体に

対して、違法な活動を行つて多数の被害者に対し

財産上の被害を与える者らを取り締まる民事上の

権限を付与し、」というようなことが提案されてい

ますけれども、もう少し詳しくお考えを述べてい

ただきたいと思うんです。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。運用

の中ですさまざま詰めていかなければならぬ内容

もあるかと思ひますけれども、総論として非常に

重要な法案ですので、また速やかに成立するよう

す。

○木村参考人 例えは、預かり金商法のような、

あとは本人かどうかの同一性の確認でパスできる

というふうにしておいていただきたいと思います。

○伊藤(涉)委員 て、その名前の入金ならこれこれというような、

たつていますから捨てていてもしようがないと思

いますので、むしろ、被害回復事務管理人なり検

察の方で、例えは口座をきちんと把握しておい

ます。それで、むしろ、被害回復事務管理人なり検

察の方で、例えは口座をきちんと把握しておい

ますので、むしろ、被害回復事務管理人なり検

察の方

テーマになつてきて、刑事で切り込むのが難しいとすれば民事的な手段で、早く違法行為をとめさせて、被害の回復へ切りかえせる、そういう制度、これもまた個別の被害者とか弁護士とかでは難しいものだと思いますので、一つの制度として構想していただきたいというふうに思つています。

○保坂(展)委員 続いて、今井参考人に伺いたいんですが、今回の立法は、組織的な犯罪处罚法のフレームで、マネーロンダリングということに着目してなされていると思うんですけども、このマネーロンダリングという行為がなかつたり、あるいは、別に組織犯罪ではないけれども、被害においては、個人に与える打撃ということではそこう重い軽いはないと思うんですが、その辺の均衡を図る上で、今後課題になること、今回組織犯罪対策の観点でこれは行われるわけですが、今後の課題も含めて伺いたいと思います。

○今井参考人 それは非常に難しい問題なのでございますけれども、一つ思いつきましては、組織法によって実行されました、例えば没収、追徴の対象となる財産の範囲を拡大していることを、一般刑法においても、特に利得を目的とする犯罪においてそういうものの導入可能性を検討するということは、刑罰の多様化という意味において考へるべきではないかと思つております。

○保坂(展)委員 続けてなんですが、先ほどから、犯罪被害の対策の基金というようなことを我々も考へるべきではないかというふうに思うんですが、これについて、今井参考人に、各の制度、取り組みなどで注目に値するものがあれば御紹介願えないかと思うんですが。

○今井参考人 各国、主要国すべてを個人的に調べ上げているわけではありませんが、アメリカでは、きょうの議論でも出でおりますけれども、各種の基金をつくつております。ただ、それは、犯罪被害による利得を国が没収しブールしておくというものではなく、広い意味での消費者保護政策の一環として、先ほど出でいますが、FTCで

ありますとか、あるいは証券取引に係るSEC等によって、行政処分としてないしは広い意味での民事処分として制裁を加え、それをブールして基金化するということがあると聞いております。

他のヨーロッパ諸国においては、まだこういったものがすごく動いているということはないかと思いますが、それは、日本と同様に民事と刑事の区別というものが法体制の原則ですので、なかなかそこを動かせないのではないかと思つております。

○保坂(展)委員 木村参考人に伺いたいんですけども、手をかえ品をかえ、いろいろな形でやみ金にかかわってきたグループは、またいろいろな方法を開発しているというふうに思つんですね。今のその実態、我々は五教會に関してこうやって特別に、スイスにあるというよなことでイメージできるのですが、なかなかそういうふうに把握し切れない実態があるかと思いますが、今日的な課題で、なお対策が急がれている問題について挙げていただきたいと思うんです。

○木村参考人 やみ金融については、一時その取り締まりが厳しくなると今度は振り込め詐欺に転向したりというよなことがあります。また振り込め詐欺の検挙が厳しくなるとやみ金に戻つてきたりというよな傾向があります。

それから、数日前新聞で報道されていましたけれども、お年寄りをねらった架空請求のような被害がどうも大量に発生しているらしい。被害に遭つたという意識を持ちにくいか、自分で行動しにくく人をねらう非常に卑劣な犯行であると思つますけれども、例えればリフォーム詐欺もそういうものかもしれません。そういう自分で自分の権利を守ることが難しい人がねらわれていくのではないか、その対策はやはりお考えいただけます。

○保坂(展)委員 木村参考人に伺いたいと思います。

とはいえ、その検査の過程で知り得た被害者には、今回の制度が整備されますならば、例えば被害回復のために通知をするなどとして、かなり実態的に満足のいく結果が出るのではないかと思つております。

○保坂(展)委員 広報の点で先ほどから意見が出ておりますけれども、木村参考人に、こんな工夫ができるのではないかという御意見がありました

の考え方であります。これは余り画期的な意見ではありません、全く平凡な意見ですけれども、ぜひそうしていただきたいと思います。被害者のお金だけで基金というのはやはり余りに政策として寂しいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○木村参考人 まさに先生のおっしゃるとおりで、ぜひそうしていただきたいと思います。被害者のお金だけで基金というのはやはり余りに政策に付けてお聞かせいただきたいと思います。

○木村参考人 やみ金の被害が何でここまで大きくなつたかというと、勧誘を直接個人個人にやっているからなのです。多重債務者に対して、多重債務者のリストを入手してダイレクトメールを送つて勧誘するから大きな被害が生まれることになつたわけです。だから、被害回復を図るためにも、やはり直接通知する、働きかけるということが必要であると思います。これは余り画期的な意見ではありません、全く平凡な意見ですけれども、そのことは申し上げたいと思います。

○保坂(展)委員 今の点について今井参考人に伺います。終わりたいと思いますが、被害者が遭つた人たちを捜すということかと思うんですけれども、今回具体的にどういう活動が期待されるのか、その点について伺いたいと思います。

○今井参考人 法案を見る限りにおきますと、直接受けられるのか、その点について伺いたいと思います。

○今井参考人 法案を見る限りにおきますと、直接受けられるのか、その点について伺いたいと思います。

○今井参考人 法案を見る限りにおきますと、直接受けられるのか、その点について伺いたいと思います。

○今井参考人 先ほど木村参考人の御意見を聞いておりまして、FTCですか、被害に遭つた方々に同じようなパターンを使って被害の届け出を告知しているという例が紹介されました。それはとてもいいアイデアだと個人的に思いました。

日本においてもそのような制度をつくる。でも、これは法的に言うと、犯罪被害者の方に権利の行使を申し出るようになつて、広い意味でやはり消費者保護の政策として、その中でだんだんとダークなものがブラックになつて犯罪被害者となつていくんだろうと思つりますので、ぜひそ野の広い、実は眠つてゐるかもしれない被害者の方々への告知政策をお考えになつていただきたいと思っております。

○保坂(展)委員 これにて終わります。どうもありがとうございました。

○石原委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、貴重な御意見をまことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

○保坂(展)委員 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時十七分開議

○石原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、参議院送付、組織的犯の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案並びに犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小宮山泰子君。

○小宮山(泰)委員 民主党の小宮山泰子でございます。本日、初めて法務委員会におきましての質問をさせていただきます。

私自身、この法務というものを、先般からずっと皆様の質疑を聞いておりまして、非常に専門用語等この世界で通用する言葉が多く、正直申し上げまして、一般の方を対象にした犯罪というものに関しては、どうなっているのかというものがなかなかわかりづらいのではないか……(発言する者あり)松島先生もそのとおりだと。議員会館で、いつも同じ部屋で、赤い服を着ていらっしゃつて、わかりやすく本当にありがたいと思いま

は、被害者の方々は、お金がない、またその方法を知らないために泣き寝入りをするといったことが現状だと思います。

その中において、こういった法案が出てくるということは、ある意味、非常に新しい第一歩でもあります。小宮山泰子君。

昭和五十年代半ばから、犯罪被害者を支援する立法が行われていますけれども、幾つかの新しい制度もでき上がりました。しかし、この制度というのはまだ歴史が浅い、また発展途中であるということもつけ加えさせていただきたいと思います。

それでは、当委員会での初めての質問でござります。犯罪被害者の被害回復、犯罪被害者の支援制度の全体像につきまして、まず最初に、これまでに創設された、そして運用されてきた制度についての概略、また実績の概略についてお伺いして、思っております。

犯罪被害者等給付金支給法、犯罪被害者等基本法、総合法律支援法、こちらができる、また始まっている部分もございます。この点に関しまして、簡略ではありますけれども、警察庁、法務省、内閣府から順次お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤政府参考人 警察におきましては、人の生見、特に被害者の立場になりまして、その方々が、どうやつたらこの経済犯罪、財産という貴重なものを見わたされたこの犯罪に関してその権利や身分というものが守れるか、その立場におきまして質問をさせていただきたいと思います。

今まで、犯罪被害者というのは、やはり泣き寝入りということが多かったのではないかと思います。大きな意味で、資本を持ったところがしつかりとした弁護士たちを立てることができ、もしく

打撃の軽減に一定の成果を上げてきたものと考えております。

また、本制度につきましては、平成十三年の犯給法の改正によりまして、大幅な支給水準の引き上げとか、重傷病給付金の創設、あるいは障害給付金の支給対象の拡大など、制度の抜本的な見直しがそのとき行われました。

加えまして、本年四月におきましても、重傷病など、被害者救済にさらに有効なものとなつてい

るとして運用される、そういった法律にしなければいけないという思いを強く持つております。

あるからこそ、この法律が現実に有効に作用し、

そこで運用される、そのとき行われます。

昭和五十年代半ばから、犯罪被害者を支援する立法が行われていますけれども、幾つかの新しい

制度もでき上がりました。しかし、この制度

といふことは、まだ歴史が浅い、また発展途中であるということもつけ加えさせていただきたいと

思います。

それでは、当委員会での初めての質問でござ

ります。犯罪被害者の被害回復、犯罪被害者の支援制度の全体像につきまして、まず最初に、これまでに創設された、そして運用されてきた制度につ

いての概略、また実績の概略についてお伺いして、思っております。

犯罪被害者等給付金支給法、犯罪被害者等基

本法、総合法律支援法、こちらができる、また始

まっている部分もございます。この点に関しまし

て、簡略ではありますけれども、警察庁、法務

省、内閣府から順次お伺いしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○安藤政府参考人 警察におきましては、人の生

命または身体を害する犯罪行為により亡くなられ

ました方の御遺族、または重傷病を負い、もしく

は障害の残った方に対しまして、社会の連帯共助

の精神に基づきまして国が給付金を支給する犯罪

被害給付制度を所掌しているわけでございます。

本制度に基づきまして、昭和五十六年一月施行

以来平成十八年三月までの間に、約五千名に対し

まして総額約百七十億円の犯罪被害者等給付金が支給されてきたところ、被害者の精神的、経済的

連携を図つてまいりたいと思つております。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づきまして、昨年末、各省庁いろいろな施設が開設決定されたところであります。

基本計画におきまして、省庁の枠を超えた検討が必要であるとされました、経済的支援を手厚いものとするための検討、それから支援のための連携に関する検討、民間団体への援助を手厚いものとするための検討につきまして、既に有識者と関係省庁からなります三つの検討会を立ち上げ、被害者の視点に立つた検討を行つてているところであります。平成十九年末を目途に結論を得ることとされています。

また、基本法に基づき設置されました、官房長官を会長とする犯罪被害者等施策推進会議が行い

ます施設の推進状況の検証、評価、監視機能を補佐いたします基本計画推進専門委員等会議を立ち上げましたほか、施設の進捗状況につきまして、基本法に定めます年次報告いわゆる白書でありますけれども、これを今年中に国会に提出すべく準備を行つております。

さらに、地方公共団体あるいは国民の方への広報啓発が大変重要であると考えております。既に都道府県の担当課長等の会議を開催いたしましたほか、パンフレット、ポスター等も作成、配布をいたしております。十一月二十五日から十二月一日までが犯罪被害者週間といふうに基本計画でなつております。これに合わせまして政府主催の啓発イベント等を開催すべく準備を進めております。

今後も、関係省庁と一層連携いたしまして、政

府を挙げて被害者のための施策が着実に推進され

ますよう努めてまいりたいと考えております。

○小宮山(泰)委員 各省庁いろいろな施設が開設され

しゃるということでありますけれども、ではそれ

がどれだけ周知ができるのか、まあ、まだ制度が始まつていない準備段階、十九年に向けて、内閣

府の方は検討中であるということもたくさんあり

ます。また、法務省についても、まだ、スタートが十月だということで、なかなかその点に関してはやはり告知、どれだけ被害者の方が、いろいろ相談をする窓口があり、救済してくれるかもしれませんところがあるということを知ることというの是非常に重要なとおもいます。

ちょっと指摘させていただきたいんすけれど

も、今内閣府の方も、パンフ、ポスター等を配布などしていくという答弁もありました。しかし、それがどれだけ本当に告知されるんだろうかという思いを強くします。

特に、私、今回のこと、「法務省だより」あからんが」の中で、「日本司法支援センター誕生!」というのがあります。私は余り、正直申し上げまして、この広報をあちらこちらで見たことがございません。やはり関係のところに配られていました。逆に言えば、こういうパンフレット、リーフとか新聞とか広報誌をもらうようなところの方は、相談に行く場所というのは最初から結構わかっているんじゃないかなと思います。

これは古いバージョンなので、今はホームページのアドレスも入ったといいますが、ちょうどいたしました法務省の方の名刺の裏に、困ったなと思ったら、まずは相談、法テラス、平成十八年秋オープンと書いてあるんですけど、法テラスが何か書いていないとか、根本的なことなんですね。

そういう意味では、自分たちが売り込みたいことというのはわかるんですけども、やはり受け取る方の側に立つた告知というものを心がけていたきたいなという思いもしますし、各省庁との連携をもっと密にしていただきたい。

昔から、私も県会議員をやっていたときには、痴漢の被害に遭つた人がいても、それは本人も言いづらい、またどこに言つていいかわからない、どうしたらいんですかといって女性の議員である私の方に、被害を受けた方が直接ではありません、近所の方が私のところに相談に来られた事例があります。そのときは、埼玉県警の方

に、女性の警察官をということで電話をすれば出でていただいて対応していただけるということで、運用の仕方とかを変えてもらうことで対応していただけます。

被害を受けた方というのは、これになつたものは、例えばギャンブルで使い込んでサラ金に駆け込んだとか、そういうことも含めて、自分が悪い

のであると。被害者の意識というものは通常の状態ではありません。

やはり今回も、五菱会、暴力団などが重なつていること、それを知らない方も多くいらっしゃるでしょう。しかし、まずもって、被害者が、自分が被害に遭つた、加害者に対して何かアクションを起こさなければいけないというところまではいきづらい。これは例えるならば、DVの症状にすごく似ているんだと思うんです。やはり自分が悪いから、そしてそこでとめてしまつて、自分が経済的に苦しいのも自分が悪いから、家族にも言えない、親戚にも近所にもばれたら困る。加害者の悪いことをやつたということに関するもう一步踏み込んだことが必要なんだと思いません。

今回の法案で、申し出をするということが、本当に救済をされるかどうかの意味において非常に大きな点、差を生んでくるんだと思いますので、その点に関して、DVだと、やはりこういった、自分が悪いんだと思い込む女性の例がすごく多いと思うんです。

厚生労働省に来ていただいておりませんので、これまでの犯罪被害回復、犯罪被害者の支援制度についての御説明をいただきたいと思います。特に、犯罪被害者の精神的なダメージについて、それについて相談や専門家のカウンセリングを行う制度の現状について伺つていただきたいと思います。

このため、まず、委員御指摘の相談の窓口を充実させるということが大切でございますので、これは、都道府県に置かれています保健所、精神保健福祉センターにおきまして、心の健康問題に関する相談を行つていただきおるわけでございまます。そして、今、その充実を図ることが重要だと思います。

そのため、こういう相談活動の質の向上を図るために、PTSD対策に係る専門家の養成研修、これを平成八年度から開始したところでございまして、平成十三年からは、この中で、犯罪被害者の心のケアに関する研修、これも追加したと

苦痛を伴つてゐるもので、本当に苦しんでいらっしゃると思います。しかし、これを乗り越えていかなければ、この法案ができるのも、自分が借りたところが、暴力団がさらに後ろについていて、二

ついたのです。

運営の仕方とかを変えてもらうことで対応して

いたります。

かなければ、この法案ができるのも、自分が借りたところが、暴力団がさらに後ろについていて、二ついたのです。

運営の仕方とかを変えてもらうことで対応して

この二つが、一番大きい、法務省として検討すべきことだと思います。二年以内に結論を出すことになっていますので、今、省内で検討を急がせておるところでございます。

今度の法案も、この基本計画が求める施策の一環として位置づけられるものでございますが、これは、法案をお通しただければ大変な前進だと思います。要するに、被害に遭った犯罪被害者の加害者に対する権利、民事上は損害賠償請求権です。これは一般債権です。だから、ほかに例えば債権者がいれば、権利としては同列のものんですね。ですから、この法律が施行されますと、国が没収した財産についてですが、國税よりも優先して被害者に配られる、一般債権者よりも。

國税債権というのはすごい債権でして、ともかくごぼっと持っていくんですね。担保債権者も譲り受けられるものでございますが、これよりも先に、弁護士さんいらっしゃるけれども、被害者に関しては、国が没収した財産を國税よりも優先的に被害者の弁済に充てようという大変な制度でございまして、大きな前進だと言つてよろしいかと思ふんです。

それを初めとして、今、内閣府の方で、申し上げたように、経済的支援についてはもう二回ほど検討会をやつております。今警察にある制度とか、それをもつともっと拡充して、犯罪被害者の経済的な支援を、国として何をすべきかということをこれから検討して、いざ国会にも詣られると思いますが、始まってまいりますので、先生、これからは法務委員になつていただいて、それらが前進するようにウオッチしていただければあります

法務省としてやるべきことは、基本計画に沿つていろいろございますが、犯罪被害者等のための施策の実現に向けて精いっぱい努力してまいりたいと思つておるところでございます。

○小宮山(泰)委員 今回の組織的犯罪処罰法の改正が必要になつた背景について伺つてまいりたい

と思います。

その前に、大臣、いろいろと本当にありがとうございます。でも、内閣府とか、いろいろな意味、継割り行政がよくないといって、今、一ヵ所

にまとめると、かえつて会議だけやつて現実には動いていないというところも、いろいろなものを調べていくと、会議ばかり立つて、やつていくのが大量にあります。総理大臣をトップにしたものでいつても、本当に、一回、二回、最初にカーメラ入りやつた後にはほとんどやらないというのも現実にあります。これは現実には被害者がたくさんいるわけですし、これからも、この法律が通ることで被害者の方を救うためにも、会議検討中やそういうもので終わらせないように、横の連携を強くほかの省庁にも伝えていだくことをお願いしたいと思います。

さて、この法改正の背景となつたことに関しても、関連して質問をしてまいります。やみ金融事件の犯罪収益額五十一億円をスイスが没収して、日本に引き渡すためには相互主義の保障が必要、つまり、日本が没収した場合に、イスが引き渡しを要求すれば日本政府は引き渡すという保障が必要になったということから、今回の改正が必要になつたと理解しております。

法務省で調べていただきました資料によりますと、犯罪収益金の引き渡しでスイスと同じように相互主義の保障を採用している国に、フランスがあります。また、アメリカは、相互保障を必要とします。回収できるけれども、そのほかの国とはうまくいくのか、その点に関して伺いたいと思います。お願いします。

○大林政府参考人 委員御指摘のとおり、外國で没収された犯罪被害財産についても、その被害に遭われた方々の被害を回復して救済することは重要なことであると考えております。個別の事案ごとの相手国との交渉いかんによることになりますが、没収のために相手国が協力している以上はしてしませんが、没収のために相手国が協力していない場合は、外務省といたしましては、外務省と一緒に連携をとりつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小宮山(泰)委員 この問題に関して、先般から

をお願いします。

○大林政府参考人 御指摘のイスが没収した約五十一億円の財産を譲り受けるための交渉につきましては、現在、外交ルートで協議が継続されています。

スイスから譲り受けることができる金額の見込みを含め、協議の状況及び内容につきましては、外交交渉に關することでもあり、お答えを差し控えさせていただきますけれども、法務省といましましては、外務省と緊密に連携をとりつつ、できるだけ被害者のために対応していきたい、このよう

うに考えております。

○小宮山(泰)委員 そのほかの諸外国に犯罪財産が移転され、その国に没収された場合、今回の改正法は有効に機能するのか、その点に関しては、また、スイスとのこの関係というのがリーディングケースになつていくというふうに考えております。回収できるけれども、そのほかの国とはうまくいくのか、その点に関して伺いたいと思いま

す。お願いします。

○大林政府参考人 委員御指摘のとおり、外國で没収された犯罪被害財産についても、その被害に遭われた方々の被害を回復して救済することは重要なことであると考えております。個別の事案ごとの相手国との交渉いかんによることになりますが、没収のために相手国が協力しない場合でも、法務省といたしましては、外務省と一緒に連携をとりつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小宮山(泰)委員 この問題に関して、先般から

の共謀罪のあの審議の過程を見ていて、きょう外務省の方には来ていただいているんですけど、スイスにおいては、アメリカ同様に、五〇%を上限に引き渡すとなつてているようでもあります。

そこで質問であります。イスは、没収した財産について、通常折半、適当な理由があればこの限りではないとしておりますが、今後日本が引き渡しを受ける見込み金額や、その割合というんでしようか、そういう点を含めて、この点に関しまし切れない部分がございます。

その点、法務省においては、犯罪被害者を守る

ということでセンターもつくり、これから頑張つていかれようということありますので、その外務省との関係も含めまして、やはりこのケース、もつともと強く、外務省にはしっかりと勉強していただき、そして日本の利益を守つていただけます。

時間がなくなつてしましましたので、次に行きます。

この改正の重要な条文と考えておりますけれども、第十三条の三項に「犯罪被害財産を没収することができる」とあります。この点に関してはいろいろな方がやはり疑問に思つていています

が、その点に関して私も重ねて質問していきました。

没収できる場合の要件を簡単に説明いたします。また、十三条三項一号には「その他犯罪の性質に照らし、」とし、被害者の犯人に対する損害賠償請求などが困難であると認めるときも没収可能としております。広範囲に適用できるような書き方に、かなり簡単にお願いいたします。

また、十三条三項一号には「その他犯罪の性質に照らし、」とし、被害者の犯人に対する損害賠償請求などが困難であると認めるときも没収可能としております。広範囲に適用できるような書き方に、かなり簡単にお願いいたします。

また、十三条三項三号に、情を知つて、收受する行為が行われたときとあります。これは、犯罪被害財産と知りながらそれを取得した第三者の請求などが困難であると認めるときも没収可能としております。広範囲に適用できるような書き方に、かなり簡単にお願いいたします。

また、十三条三項三号に、情を知つて、收受する行為が行われたときとあります。これは、犯罪被害財産と知りながらそれを取得した第三者の請求などが困難であると認めるときも没収可能としております。広範囲に適用できるような書き方に、かなり簡単にお願いいたします。

○大林政府参考人 組織的犯罪処罰法第十三条第三項第一号後段につきましては、犯罪の罪の種類、犯罪行為の態様等の具体的な事情から判断して、被害者が犯人に対する損害賠償請求等を行ふことがあります。しかしとれないと認められる場合でございまして、今もう一問の問題で、知つて收受する行為が行われたときという御質問がありました。

犯人以外の者が犯罪の後、情を知つて、犯罪被害財産を含む不法財産等を取得した場合には、同法第十五条第一項ただし書きにより、当該財産の

○杉浦國務大臣 申しわけありません。聞いておりませんでした。

○河野副大臣 聞いておりました。

○三ツ林大臣政務官 すべてではありませんけれども、一部は聞いておりました。

○枝野委員 そうなんだろうと思います。

ただ、これは参考人の性質にも、あるいは法案の性質にもよるんだろうと思いますが、先ほど聞いておりまして、法案そのものがいいとか悪いとか意見が分かれていてということであるレベルの参考人であるならば、一方の提出者である政府側としては、聞いてもせんないかということはあるのかもしれません。

しかし、きょうのような場合は、運用に当たつてどういうことを留意しなきゃいけないかとか、今後検討しなきゃならない部分はどういうことがあるのかということでは、もしかすると、法案審議をする委員の側よりも政府に聞いていていたい方が、多分参考人の御発言いただいた趣旨についても生きるのかなというふうに思つております。

これはこの委員会だけで決められることではありませんけれども、参考人質疑のときに、一般的には提出者はいかないということになつておられまして、私も議員立法の提案者になることが結構あるのですから、そういう自分がそちらの立場のときを考えると、参考人質疑のときぐらい抜けたいなという気持ちもよくわかるんですが、少し、参考人の性格、性質、あるいは法案の種類によつては考へてもいいんじゃないかということを、これは問題提起させていただきたいと思います。

通告させていただいている中身に入りたいと思いますが、今回の法案による手続は、被害回復給付金の支給手続の主体が検察官ということになつております。私たちが提起をしておりました考え方では、もちろん検察官が裁判所に対して申し立てをする主体ではあるんだろう、しかし、お忙しい検察官に、犯罪捜査そのものとは違うこうした

処理をしていただくまでのことは実はないんじやないかと。

今回の政府の案においても、結局、検察官は、弁護士に委託をして、そこで配当的な手続をする

ということになつておられるわけでありまして、裁判所が破産管財人類似の弁護士等を選任して、そこが裁

判所の監督を受けて、破産手続のよう、申し出

を受けてチェックして配当する、こういう手続を

した方が、検察官の本来業務の軽減という形、意味からもいいんじゃないかということで、我々は

そういう案を当初提起しておきました。法案提出前の段階で法務省の皆さんともかなり議論をさせ

ていただきましたが、結果的に検察官が担当とい

うことになりました。

ちょっと意地の悪い聞き方をさせていただきま

すが、まず、警察庁に、警察から送検をして検察

が起訴をするという流れの中になりますので、あ

る意味では一番検察の忙しさ、あるいは忙しくな

いとかということを知つておられると思ひますの

で、検察官というのは暇なんですか、余つている

んですよ。

○繩田政府参考人 検察庁の体制について、私ど

ももすべて承知しているわけではございませんの

で、答弁は差し控えさせていただきたいと思いま

す。ただ、一線の方から特に体制についてどうこ

うという話は特段聞いておりません。

○枝野委員 これもちゃんと言つておかなきやい

けないと思います。きょう、国家公安委員長では

なくて警察庁の政府参考人ということでの、これは

理事会でのお決めでありますので、これはこれで

結構なんです。

私は、政府委員制度が政府参考人制度に変わる

ときの趣旨は、基本的に、国会でのやりとりは答

える側も聞く側も政治家同士であるべきであると

思つておりますので、法務省さんからも大分嫌が

らられているとは思ひますが、政府参考人以外でや

りたいということですと申し上げてきておりま

ただ、警察庁と國家公安委員長の関係はどうなるんだろう、あえて言えれば全体に独立行政委員会の場合はどうなるんだろうということは、実は非常に悩ましい問題であります。基本的には、大臣が長を務める独立行政委員会ですから、そのものとある警察庁を含めて國家公安委員長が御答弁になるべきだし、実は、政府参考人制度導入の趣旨からすれば、その国家公安委員長たる国務大臣に國務大臣政務官を置いて、内閣委員会以外のことろでの政治家同士のやりとりにちゃんととかかわるようになりますというのが筋だろうというふうに思つておりますので、これまた法務委員会限りで思つておられます。そこで、問題提起をしつかりしておきたいというふうに思つております。

今は警察の立場からお答えをいただけませんでしたが、法務省にお尋ねをいたします。検察官は暇なんですか、余つているんですか。

○杉浦國務大臣 私どもの目から見ておりまして、暇だとは思ひません。相当処理する件数は山積しておりますし、毎年増員要求をいたしておりまして。このところ、治安対策が重要だということで、今年度も検察官四十三人の純増を認められたところをございます。

○枝野委員 そうなんだと思うんですね。検察官の忙しさというのは、私も法曹の一員でありますから、同期などの仲間、先輩後輩、検事になつてゐる人もいます。もちろん、お互い守秘義務のある仕事ですから細かい詳しいことまでは聞けませんが、相當忙しく仕事をしているなということは十分承知しているつもりでありますし、ですかね。私も、与党時代はもちろんですけれども、一貫して、検察官、裁判官等含めてですね、増員をするべきであるということと、全体としての公務員の削減とはちょっと違うということを申し上げておきます。

だとすると、これは物事の組み立て方だと思ひますけれども、今回のように検察官が主導をする公務員に対するよりも、検察官が裁判所に申し立てて、裁判所が指定をした弁護士が管財人的に処理をするというよりも警察ではないかという前提に前回

理をするというこの方が、今の制度だと裁判所はほとんどコストゼロということになりますが、検察と裁判所と両方合わせたトータルのコストと

いう意味ではずっと小さくて済むのではないのかな。そういう観点からの制度の組み立ては御検討をされなかつたのでしょうか、お尋ねをいたしました。

○杉浦國務大臣 今回の法案では、先生のよう

御意見を民主党が持つておられるということは承知しておったと想ひますけれども、支給手続の主

宰者を検察官とした、裁判官にしなかつたという

わけでござりますが、それは、この制度は、犯人

と被害者との間の民事上の権利義務を確定する、

破産手続は権利義務を確定するのが一つの要素に

なつておるんですが、そういうものではなくて、

没収等によつて国庫に帰属した金銭等につきまして、これをその事件の被害者に支給する行政上の

制度であるため、このような行政事務を裁判所に

行わせることとするのは司法機関である裁判所の

機能に照らして疑問がある、行政機関においてこ

れを実施するのが相当である、こう考えられたこ

とが一つ。

それから、本制度は、刑事裁判において認定された犯罪行為と一連の犯行として行われたいわゆる余罪の被害者をも救済の対象とするものでござりますので、捜査、公判を通じてその事案の全容を知り得る立場にある検察官を手続の実施主体と

することが制度として最も合理的であつて、迅速な被害者の救済にも資するものと考えたことなどに基づくものでござります。

○枝野委員 前段の方の話はちょっとまた後であります。僕は、先ほど來の話を伺つて、午前中からその質疑を聞いております限りでは、これは通

告しておませんのでお答えになればいい

んですけども、被害者の存在とか、例えば今度

の五菱会事件でいえば、実際に被害者を掘り起こ

してその人たちに出てきてもらつてなんというこ

とについて、一番よくわかっているのはむしろ檢

察というよりも警察ではないかという前提に午前

中からの議論は成り立っていると思っておりまして、いずれにしても、検察であれ警察であれ、そしてこの御協力をいただかないと進められないのは間違いないわけであります。

なおかつ、具体的なことを言えば、恐らく、捜査して起訴、特に公判、検事がそのままやるということはあり得るのかなと思わないではないですが、捜査した検事がこの給付手続の担当検事にないなんということは余り想定できないんじゃないのかななんということを思いますと、必ずしも決定的な理由ではないんじやないかと。

それで、前段の方をむしろお尋ねしたいと思うんですが、確かに、今回は刑事裁判で没収をされた財産について配当します、被害者に充てます、したがってそれは行政的な手続ですと。とりえず、五菱会の事件が、後ろの切れている話もありますから、今回したこととはやむを得ないということを最初に申し上げた上で、しかし、同じような案件であっても、そもそも起訴をして、有罪になつて、没収されるかどうかということは、刑事政策的見地から起訴便宜主義で決められるんですね。一定の要件を満たしていれば必ず起訴され、そして一定の証拠がそろつていれば必ず有罪になつて、没収されるというわけではなくて、それ以外の刑事政策的ないろいろな判断を踏まえて、起訴するか起訴しないか、つまり没収されか没収されないかが決まるんですよ。

それから、刑事裁判において求められる証明度の高い低いということと、民事的に救済をすべきであるかすべきでないかということについての証明度の高い低い、これは決定的に違います。裁判の方が厳格に立証しなければいけません。民法的に、この人は被害者であって、この人に加害者の持っている財産を移転すべきであるというこのについての証明度はかなり低くて済むというところになつています。

そうしますと、結局、本来同じようく被害者が救済されるべき案件であつても、たまたま刑事事件として有罪にするにはほんのちょっと証拠が足

りないというケースでは、この手続には乗らない、あるいは、刑事裁判として有罪にして没収で起きるという要件がそろっていたとしても、起訴便宜主義に基づいて起訴しない、したがって没収されないからこの手続で被害救済されない、こういうことがあります。これはちょっと、ある意味では足りないといいますか、少なくとも被害者のサイドから見れば合理性に欠ける、あるいはアンフェアであるという認識、受けとめをされないでしょうか。いかがですか。

○杉浦国務大臣 先ほどもちょっとと申しましたけれども、今回の法整備は、犯罪被害者の加害者に対する債権、損害賠償請求債権、これは一般債権でございますが、その債権を一定の場合に国税を認めます。これが優先債権よりも優越する地位に据えますから、起訴猶予処分とされた場合、要するに裁判にならない場合には、その原資となるべき財産がないことになりますので、被害回復給付金を支給することはできない。アンフェアといえば、先生の御表現は、これはいたし方ない面があると思います。

御指摘になつたお考えからすると、被害者の経済的救済を図るために制度をさらにもとときめ細かくやるべきだという御意見だと思いますが、また繰り返しになりますけれども、これは犯罪被害者の方々に対する経済的支援をどうするかという問題になると思いますので、先ほど来何回も答弁しておりますが、経済的支援に関する検討会、内閣府に設けられておりますけれども、そこで、御指摘のような点も踏まえまして、さまざまな角度から検討されるべきものというふうに思つております。

○枝野委員 大臣、わかつておられての御答弁か
なと思うので、さらに突つ込んでいくのはちょっと
となにかなと思いつつも、あえてきちと申し上げ
ておいた方がいいと思うんですが、犯罪被害者を
救済する全体の仕組みという構造の中で考えてい
く必要性、当然だと思います。

ただ、実は、午前中の今井法政大学教授のお話
などでも、この犯罪被害者を救済するという話
が、民事法と刑事法との仕分けの境目みたいな話
のところなんですね。午前中の今井先生は、刑
事法の先生ということで、民事法とか租税法とか
の絡みのところは余り深入りをせずに御説明をい
ただきました。

今回のこの法案も多分刑事局が担当されている
んだろうと思うんですが、まさに刑事と民事の境
目のところをどうするのかというのは非常に法律上
がわかつていないとやりにくい世界の話のところ
で、わかつていないところで変な組み立てをするの
と、結局、多分、非常に象徴的な意味では、民事
局がだめだと言つたり、刑事局がおかしいと言つ
たりとか、そもそも民事と刑事の区別がついてい
ないじやないかという話になつたりとか、そういう
議論で非常に時間がかかっていくのではないかと
思つてゐるんです。

私どもは、被害救済、特に消費者被害の救済と
いう観点から、消費者契約法の改正案に対して指
害賠償請求の団体訴権まで認めるべきであるとい
う法案を提出いたしました。これは内閣委員会で審
議をいたしました。三ツ林政務官には内閣委員
会にお出ましをいただいて、そこでやりとりをさ
せていただきましたが、多分お答えにはなれない
ところの中では、申しわけないけれども、基
本となるべき法律的な知識とかシステムの御理解
が十分ではないんじやないかという中での法案が
つくられていたり、あるいは質疑でのやりとりが

あつたというのは事実だと思います。もちろん、先ほど小宮山さんが言いました通り、一般の方にもわかるような議論もしなきゃならないという一方で、法律的にしっかりとしたضاء組みを組み立てませんと現場で矛盾が生じますので。こういったことを考えると、大臣、もちろん内閣府で全体像を組み立てるということは大事でありますし、そのことを法務省の見地からブッシュしていただくことも大事ですけれども、特に犯罪被害者の被害を救済する、民刑事の境目というかすき間というか重なり合いというか、この部分のところは、法務省、つまり具体的には民事局と刑事局との間で協力をして、あるいは法制審の民事法の部会と刑事法の部会、あるいは両方の学者さんから人をピックアップしてなどという形で法務省が主導をしないと、結局、実効性のあるシステムというのを組み立てていくことは、少なくとも、行政的な部分だけだつたらいいかもしれません。しかし、最終的には、刑事、民事の境目のところ、すき間のところで司法手続的なものを使つて被害者を救済しようという一番最後のセーフティーネットといいますか、一番最後の踏みどまりの徳儀の部分のところというのは、これはやはり司法制度に絡むところでやらざるを得ない。そういう考え方からすると、もつと法務省が踏み込んでこの議論をリードする、あるいはこの議論の中の今申し上げたような部分についてはむしろ法務省が先行して、リードして行うということではないかと思っておるのですが、いかがでしょうか。

○杉浦国務大臣　内閣府の会議には法務省も参加しておりますし、第二回目に有識者の方も御参加いただいて議論されたと伺っております。これらもさまざま角度から検討されると思うんで

私は、犯罪被害者に対する救済というのは、いわゆる一般の民事司法手続ではない、行政というか政治が決断すべき手続だと思うんです。本来な

らば犯罪加害者が払うべき損害賠償金を、結局、ある程度国ないし公が負担していくことになるんじゃないでしょうか。これは、すぐれて行政的といいますか、政治が被害者をどう救済するか、どこまでやるのがいいのか、またどのような手法でやるのがいいのかということをございますので、その中での整理は法務省としてはきっちりついていると思うんです。

その上で、しかし、国会が御制定くださつた犯罪被害者等基本法に基づいて、政府が基本計画を閣議決定いたしました。この決定に基づいて政治がどう取り組むかということでござりますので、これは、法務省が主導とおっしゃつたんですが、

基本的に余り法務省が出してやるべきことではないんじやないか、ただ、後ろを向いてはいけない、前を向いて取り組まなきゃいけませんけれども、私はそういう感じで受け取っております。
○枝野委員 大臣、ちょっとそこは認識が違うんじゃないかと私は思います。
つまり、大臣がおっしゃられた、税金を使って

でも被害者を救済しなきやならない。例えば通り魔に殺されてしまった方であるとか、例えば加害者の側に財産がないということなのでそこでは救われない、こういう犯罪被害者もたくさんいるわけで、こういう人たちに対してはまさに行政的観点から救済をする。これはちょっと法務省が出しゃばり過ぎない方がいい、それは全くおっしゃるとおりだと思います。

ただ、まさに今回の法案なんかもそうなんですが、けれども、犯罪被害を救済するといった場合には、加害者に財産がない場合も多いですけれども、しかし、加害者が犯罪収益を抱え込んでいる、こういうケースもたくさんあるわけですよね。この場合については、まさに税金を使って被害者を救済する前に、その加害者が持っている犯罪収益を吐き出させることこそがまず第一弾になされなきやならない。これは、大臣もそこは共通して思つていただけると思うんです。

省は頑張られて第一歩をしたとしていただきました
が、残念ながら、民刑事の本当に境目のところ
あるがゆえに、今まで私たちも含めて十分な検
討、分析もできてこなかつたこともあります。法
務省だけの責任にするつもりは全くありません。
しかし、ここはやはり欠けている、不足をしてい
る。今回の第一歩として、この犯罪収益を吐き出
させれば被害のかなりが救済できるということに
ついて法務省が主導でしつかりやれば、犯罪収益
を抱え込んでいない加害者による被害の救済とい
うところに限られた予算を集中的に投資できるわ
けですから、全体としていいことになるじゃない
ですか。

ですからやはりここは法務省が、もちろんメンバーに参加いたいのをわかつていますけれども、かなり積極的にリードをしてこの部分だけでも進めていただきたいというふうに申し上げておるんです。

罪収益を国が没収して、そして犯罪被害者に優先的に被害の回復に充てるという制度をもし法律を通していただければ確立できるわけでありまして、第一歩だと思います。それを運用しながら、さらに犯罪被害者のためにどういう手当てが必要か、先生のさまざまなお指摘、いろいろ御指摘をされていますが、これを含めて、これから手直しをするところは手直ししていくらいいんじゃないのか。

犯罪被害者への犯罪収益、犯罪被害財産の還付という意味では、画期的な制度を今お認めいただこうとしているんだというふうに私は理解しております。

一年で結論が出てくるかどうか、それは非常に難しいということはよくわかつっています。我々も対案的なものを検討していく上で大変でしたし、あるいは別の視点から消費者契約法の改正といううえで団体訴権をつくろう、これも大変だったのはよくわかつっていますので、期限を切つていつまでもやれとかと言うつもりはありません。

しかし、大臣がやはり、これは第一歩で画期的だ、この画期的なものをさらに充美したものにするために法務省の皆さんに頑張ってもらいたい、これぐらいの御答弁をいただいてもいいんじやないでしようか。

法務省の民事、刑事双方、皆さんとも、基本計画に基づいて、国として、特に法務省として、何ができる、何をなさなきやいけないかという点については真剣に考えていくと思います。先生の御指摘の点も含めて、これから前向きに取り組んでまいります。

すが、この話は本当に大臣が主導でないと進みません。なぜかといったら、やはり民事局の人は民事的な視点で物を見ます、刑事局の人は刑事的な視点で物を見ます。いい悪いじやなくて、それが役割だと思いますから、そうでないと困ると思います。

ですから、そのすき間というか、その部分のところの話というのは、言えるとすれば、次官が大

臣か、つまりここにいらっしゃる三人が法務次官ですか、それぐらいの人しか主導できないわけですので、ここはそういう意識を持って頑張つていただきたいというふうに思つています。
もう一点だけ。先ほど来、これも話に出た没収保全と滞納処分の先後関係なんですね。今の法律だと、没収が滞納処分に先行すれば没収が可能だ、被害救済に充てられる。しかし、滞納処分が没収保全に先行すれば、滞納処分が優先して被害救済はなされない。これはこういうことでよろしいですね。

○河野副大臣 おつしやるとおりです。
○枝野委員 滞納処分の主体、没収処分の主体、
これはどちらも、あえて憲法的に正確に言います
と、内閣なんですね。国民から見たら、一般的な
言い方で言えば、どちらも政府なんですよ。そ
れが法務省だとか検察庁だとか国税庁だとかと分
かれているのは、あくまでも内閣の側の都合で内
部部局が分かれているにすぎないんですよ。國
民から見れば、行政権を委託している相手は内閣
であつて、別の言い方で、一般的な言い方であれ
ば政府であつて、そのしょせん内部的な、何とか
課が先にやつたから、こつちの課が後だつたから
という話に国民の立場からすればすぎないんです。

よ。その内部の事情で被害者の救済に差が出るというの、これはやはりおかしいんじやないかと思うんですけれども、いかがでしようか。

た残りを一般的の債権者で分けるわけで、その手続もだめだとすると、民事の債権関係が混乱をする。では、国税は全部そこだけだめにしようとすると、今度は逆に一般的の債権者が犯罪被害者と優先的な権利を認めるようなことになるわけで、検討課題の一つかもしれません、当面は現在す。

のやり方でやらざるを得ないと思ひます。
○枝野委員 御指摘のことはよくわかります。簡
單じやないということもよくわかります。それこ
そ財務省と話をつけないと、法務省限りで、これ
でいきますというわけにいかない話でしょう。そ
れはよくわかります。わかりますけれども、今の
話も、いろいろな応用のやり方はあると思いま
す、制度の組み立て方としては。

つまり、国税滞納処分で押さえている、それに
基づいてなどで強制執行がスタートしたときに
は、本来国税が取れる分相当については、そもそも

も国税が押さえていようが、それとも検察、警察が押さえていようが、どっちも政府が押さえていることには変わりないんだから、この手続に乗せたところについては。こういう説明の仕方はあり得ると思う。

今のがベストだと必ずしも申し上げるわけではない。だけれども、少なくとも被害者の立場から見ただときには、今のようないろいろな悩ましい問題があることはおいておいて、それはおいておかざるを得ないというのは、今回、評価をしているわけですから私も理解していますが、しかし、消費者の立場から見たら、同じ政府じゃないの、何やっているの、おかしいじゃないというふうに受け取られるということについての認識は十分持てていただきたいんですけども、それはよろしいでしよう。

○河野副大臣 御指摘いただいたような問題といいますか、イシュー、論点というのがあるということは認識をしております。

○枝野委員 これも、副大臣か大臣か、お答えいただきたい。通告でそこまで踏み込んでいませんから、考え方というか理解をいただければと思います。

実は、先ほど来これはずっと出ていますが、いろいろな被害に遭つて損害賠償請求権を持つている、だけれども、そういう場合には、国税の方が大体先に押さえちゃって、国税に持つていかれています。

ちやうせいで被害者が救済されませんねというのは、徐々に部分的に改善されてきているところがあるのは知っていますが、しかし、まだまだたくさん残っているわけであります。

理屈はいろいろ立てようがあります。理屈はいろいろ立てようがありますけれども、しかし、それは何なんだろうなという国民の素朴な感情といふのも、これは大事にしなきゃいけないと思うし、やはり少くとも税金で持つていいって、その集めた税金で被害者を別途救済しますとかということを考えたら、それはやはりまずは損害賠償請求などというのは少し優先して考えててもいいの

ではないだろうか。

もちろん、一般債権との関係とか、単純な話で

はないのはよくわかっていますが、しかし、これ

また全体としての強制執行や破産手続という法務省が主導せざるを得ない部分の話であります

で、これはやはり問題意識を持つて、強制執行における債権の優劣関係、全体像のところで、特に

か。

○河野副大臣 この論点については、引き続き検討してまいりたいと思います。

○枝野委員 自民党的な総裁になられたら全体を動かせますので、頑張っていただければと思いま

す。

○河野副大臣 この論点については、引き続き検

討してまいりたいと思います。

○枝野委員 お尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

○河野副大臣 お尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

○枝野委員 お尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

○河野副大臣 お尋ねをさせていただきたいと思いま

そういうたつた調査というか検討はされていないん
でしょうか。

杉浦国務大臣 御指摘の事件については、現
在、福島地方裁判所に公判係属中でございます。

てあります。

枝野委員 法務大臣、何で法務大臣には指揮権あるんですか。

杉浦国務大臣 指揮権はございますが、私は個別的事件について指揮権を行使する考えは今のところございません。

る持つております。

を行使するかどうか、御自身の大臣の信念に基づいてどうするかという話は別です。

制度として、なぜ個別的事件についても発動される指揮権という制度があるんですか。

杉浦国務大臣 検察庁は、法務大臣の指揮命令監督のもとにござります。

枝野委員 現に、過去に一回だけ、法務大臣の権力は発動されているんですね、個別案件にお

て。その事件で指揮権を発動したことが適切であつたかどうか、これは歴史的にもいろいろな評

があるんでしょう。

しかし、先ほど来申し上げているとおり、この事件が

絶対に事実と異なる立証があり違法性や構成要件該当性や有責性があるの

どでかこれにはまさに言法の問題ですから立法が介入すべきではないし、私はそれがどういう

論であるのかといふことについては判断する材料を持っていませんから、現場の検事が逮捕して

訴したことについて、それはいろいろな評価があり、最終的には裁判所が判断することだと思い

しかし、この逮捕と起訴がまさに社会的に大き

影響を与えているんです。日本の産科医療あるはリスクの高い医療に対して、多くの医師が、なんなんじゃやつてられないという声を現実に上げているんですよ。現実に、そのことによって産

科をやめたという声もたくさん上がっているんですよ。

そういうときに、先ほど申上げているところは、いや、だから起訴を取り下げると言うつもりはありません。だったら、少なくとも検察を指揮する立場にある法務省として、いや、医師の皆さん、これは皆さんの誤解ですということについて行政的、政治的なメッセージを発信するか、あるいは、調べてみたら、これは多分有罪案件かもしれないけれども、いろいろな事情を考えたら起訴猶予にすべき案件であったということにするのか、そのことが唯一できるのが法務大臣なんですよ。

我々のところに、ここで捜査資料を出してきて、本当にこれが逮捕、起訴に値する案件だったかどうか、そんなことを我々に調べせらるだんです。あるいは、我々自身だって、その医学的見地を含めてやらないと、本当にこれが逮捕、起訴に値する案件だったのかどうかという判断はできません。唯一できるのが法務省なんですよ。その観点をしつかり持ついただきたい。

でなければ、ずるずるずるする、結局、もう裁判所に投げちゃったから、後は裁判所の結論です、有罪になれば、検察は悪くありませんでした、それでおしまいです。そういう事案なんでしょうか。僕は、そうではないから問題なのではないかというふうに思っているんですが、大臣、いかがですか。

○杉浦国務大臣 私は、この件について、個別的指揮権を使用する考えはございません。

○枝野委員 では、法務大臣は、このことによつて日本の産科医療あるいはリスクの高い医療について出る影響に対し、どういう責任をとられるんですか。

○杉浦国務大臣 本件については福島地方裁判所で係属中で、その裁判の過程で法と証拠に基づいて適切な判断がなされるものと思っております。政治と申しますが、行政の問題としては、主管

○枝野委員 大臣、申しわけないけれども、日本の内閣制度のことについても間違っているし、大臣としての職責についての認識も、それは間違っているというふうに私は思います。

私は、前回の質問以来繰り返し、場合によつては指揮権発動も含めてと申し上げておりますが、指揮権を発動しろと言つてはいるんじやないんです。だけれども、最終的にその権限を持つていてるのは法務大臣だけなんです。そしてなおかつ、検察の持つていて、警察の持つていて捜査資料を見ることができ、そのことが適切であるのも法務大臣だけなんです。国会議員に見せると言つたつて、見せるべきでない。あるいは厚生労働大臣が見せろと言つたって、見せるべきではない。どうじやありませんか。それはそうでしょう、大臣。

法務大臣だけが、これは確かに司法だけで考えれば有罪になるかもしれないけれども、しかし、多くの医師の皆さんのが言つているのが本當だ、あるいは、多くの医師の皆さんのが言つているのが間違つているんだ、そのことを、つまり、検察官は法と証拠だけに基づいてやつてもらわなきゃいけないんですよ。法と証拠に基づいて起訴をした検察の判断に加えて、日本の医療システム全体、あの医師に責任があるのかないのかわかりませんよ、あるのかないのかわからぬけれども、少なくともそのことで日本の医療に対し大きなりリスクが生じていて、そのことについて、権限を持つておられるのは大臣だけなんですから、今のような形式的な御答弁では、私は法務大臣としての責任を果たしていないと言わざるを得ないと思って申します。

本件について警察庁にもお尋ねをします。

福島県警は本件捜査に当たつた警察官を表彰しておられるのは大臣だけなんですから、今のような形式的な御答弁では、私は法務大臣としての責任を果たしていないと言わざるを得ないと思って申します。

○繩田政府参考人 本年五月に、捜査に当たった
警察官六名について表彰したというふうに報告を
受けております。

○枝野委員 本件がこうした形で、これは私だけ
じゃなくて党派を超えて、政治の世界でもいろいろい
ろなところで問題になっていますし、それから、
一部の医師が問題にしているんじやなくて、かな
りまとまつた形のいろいろな声が上がっている、
社会問題化をしている事件です。それから、純粹
に司法の問題だけ考えても、これは刑事裁判とし
て争われている案件であって、有罪であるかどうか
かというのは最高裁まで行つてみなきわからな
い案件で、もし表彰をするんだとしても、せめて
刑事裁判の結論が出てから、一般的に言えば、こ
の社会的な問題の影響との兼ね合いを見てやるべ
きじゃないか。

念のために申し上げますと、争つて いる事件だ
から表彰しちゃいけないと言うつもりはありませ
んよ。粗暴犯的なもので、その犯人逮捕に当たつ
て危険を顧みず頑張りましたというような話であ
れば、裁判で起訴案件について争つて いるという
ことがあつても、これは当然表彰してその努力に
報いなきやならないというふうに思いますが、ど
うもこの案件は違うんじゃないのかなと思うんで
すけれども、実際に、今回の表彰の報道を受け
て、何だ、何を考えているんだという声がかなり
聞こえてきているんですけども、そういうた
とを考慮しなくていいんでしょうか。

○繩田政府参考人 今回の事件の捜査処理等につ
きましてさまざま意見があることは十分承知を
いたしております。これは私どもの考え方異なる
ところもあるかもしれません。

それは別といたしまして、表彰の問題でござい
ますけれども、警察におきましては、事件捜査を
遂げまして検察庁に送致する、その後、公判請求
といいますか起訴されるということで、警察にお
ける一通りの捜査の過程は終了するわけでござい
ます。その時点をとらえまして、捜査で非常に苦
か。

おけばいいという話ではないと思います。

それから、法務大臣に、最後にもう一度だけ申し上げておきたい。

私は、今、すべての人が不幸な状態だと思います。当然、逮捕された医師、これは有罪であるのかどうかで結論的にはどうなるのか変わっていきますが、例えば捜査に当たられた皆さん、起訴をされた検事、これは一部の人たちだと思いますけれども、いわゆるネット上などでは、これを主導した次席検事は診療拒否しそみみたいな話まで一部では言っている人たちが出てきたりしてい

て、だけれども、この人たちも、職務に忠実に頑張つて、法と証拠に基づいて、これは業務上過失に当たるんだと思われたから起訴されたなんでしょう。

多くの現場の医師の皆さんも、本当は命を助けるために、リスクの高い医療ほど一生懸命頑張つてやりたいと思っているんだけれども、でも、そんなことで、ちょっと避けられないようなミスでも起訴されちゃうんじや腰を引かざるを得ないということで、非常にある意味で不幸な状況にある。当然、そのことによって医師が減っているという状況の国民全体も不幸な状況にある。今、すぐ返しますが、あえて言えば、検事さんや警察官も今、不幸な状況にある。

唯一この状態をほどけるのは、先ほど来申し上げていますが、法務大臣が、どちらかなんです。よしつかりと調べて、医師の皆さんに向かって、皆さんの心配は杞憂であると堂々と説明できることで、どう判断をしてしかるべき対応をするような調査をして説明をするのか、それとも、そうではないという判断をしてしかるべき対応をするのか。それが唯一できるのは法務大臣なんだ。

その責任感を持つてこの問題に対処していただきないと、一件の刑事案件の話、こんなことを取り上げないんです。それは、しつかりとした、しかも、それは裁判所で是正をしてもらう、それが司

法制度だと思います。

だけれども、この問題は違う。大きな影響を与えていた、その責任感を持つて、法務大臣にしか訴えになり、訴えも手が込んできましたね、公的機関の名前を使って。ちょっとわかった人なら、ばかばかしいことが書いてあるなと思うんですけども、そういう事情を知らない人がもらつたらびっくりするような内容のはがきを、僕の地元で

もうすぐですから、全国的にやっているんじゃないでしょうかね。これは、私がいたいたはがきはすぐ刑事局にあれして、かかるべく調査をしてもうようにならなければなりません。

○石原委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 法務大臣に質問をしたいと思います。

本当にきのう身近なところから相談を受けたことなんですが、いきなりはがきが送られてきて、これはもう数年前に亡くなつた方のあて先で、訴状受理通達書ということで、その亡くなつた方が何か未納料金があつた、契約破棄が行われているというので民事訴訟が起きたと。その後はだんだんめちゃくちやになるんですけども、これは、本人が死亡している場合、遺族が連絡しろ、こう書いてあるんですね。そして、連絡がなければ原告側の主張が全面的に受理され、本件訴訟を認められたものとみなし、東京簡裁民事執行部による強制執行が、給与、動産、不動産、有価証券等々をやります、民事執行管理事務局、東京都港区、こういうはがきが送られてきた。どうしたらしいだろうかと慌てるんですね、大変なことに巻き込まれたんじゃないかなと。

こういうことは何かお耳に入っているでしょうか。

○杉浦国務大臣 頬々と耳に入ります。

つい、きょうお昼に後援会の方が大臣室に来られただんですが、その方もそれに類したような、法務省民事訴訟センターという名前で同じようなことを請求してきたと。その方は物のわかつた方なので、ひどいのが来ましたよ、調べてくださいとか。

○杉浦国務大臣 頬々と耳に入ります。

つい、きょうお昼に後援会の方が大臣室に来られたんですが、その方もそれに類したような、法務省民事訴訟センターという名前で同じようなことを請求してきたと。その方は物のわかつた方なので、ひどいのが来ましたよ、調べてくださいとか。

した。

ともかく、おれおれ詐欺から始まつて振り込めている、その責任感を持つて、法務大臣にしか訴えないので、この組織的犯罪処罰法の運用の現状についてなんですが、大体、暴力団関係、フロント企業などに適用されてきたというふうに聞いておりますけれども、ハートライフ社

という北海道の健康食品の会社について、法人では初めての適用が行われたというふうに聞いています。犯罪収益を出資金に充てて法人を設立したことには、この犯罪というのは何だったのか、そして、被害金額や被害者からの何か求償のようないいことがあります。

○保坂(展)委員 まさに法務省の看板が詐欺の材料に使われるというのは本当にゆゆしき事態だと

そういふ意味でも、私は、日本司法支援センターが早く業務を開始することを願つていて、そこへ持ち込んでもらえば、すぐ刑事告訴するとか協力して、征伐に力が入ると思うんですね。困った世の中だというふうに思います。

○保坂(展)委員 まさか法務省の看板が詐欺の材料に使われるというのは本当にゆゆしき事態だと

思つてますが、夫を失つた老いた妻がこういうものを受け取つたときに動転するわけですね怖いことになったと。それで電話をすると、そこから先が多分いろいろあるんだろうと思ひます。

○大林政府参考人 御指摘の事件につきましては、判決が出て既に確定しております。

その事案の概要は、被告人らは、健康食品等販売会社、株式会社ハートライフの役員であるが、共謀の上、ハートライフが薬局開設者及び医薬品販売業のいずれの許可も受けず、かつ法定の事由がないのに、平成十六年十一月十五日ころから平成十六年十二月十九日ころまでの間、静岡県内において、被害者六十八名に対し、業として医薬品である、これは二種類なんですが、これを販売した薬事法違反の罪により得た販売代金三千二百七十四万二千八十五円が混和した財産の一部である現金一千万円を用いることにより、Aをして札幌市に本店を置く株式会社の設立に際して発行された株式の総数千株を引き受けさせるとともに、その発行価額一千万円の払い込みをさせるなどして同会社発起人の地位を取得させたものであるが、

同会社の事業経営を支配する目的で同会社の発起人としての権限行使させ、その会社の取締役を選任させた、このような事案であつて、他に余り

ない事例だというふうに承知しております。

また、警察庁、国民生活センターのホームページ

ジでも、同様の情報を掲載して注意喚起を行つているということございます。

○保坂(展)委員 ゼヒしつかり浸透させていただきたいというふうに思います。

では、この法案についてやつていただきたいと思います。

○保坂(展)委員 ということと、これは薬事法違反ということだと、犯罪による被害者はどうなんですかね。買った人がまだされたということには直接はならないということは、こういうケースでは今御提案の法律の適用はないということなんでしょうか。

○大林政府参考人 不法収益の定義の中に別表と
いうのがございまして、今の薬事法は別表三十八
という方に記載されていますので、この違反が犯
罪収益をもたらすというふうに認定される場合が
あると思います。

○保坂(展)委員 それでは、午前中も問題になつ
てはいたんですが、被害者の掘り起こしについて聞
いていきたいと思うんです。

官報を熟読している方は非常に少ない。いらっしゃるとは思いますけれども、極めて少ない。ホームページも、見れる人、見れない人、特にお年を召した方は余り見ることがないということなんですが、これは、それ以外の方法、例えばバスターなどの方法は考えられないのか。

なつてくると思いますが、この費用というのは、その事案、事件、その犯罪による財産を押さえて、その中から出していくことなんでしょう。そうだとすると、宣伝をすればするほどその財産自身がなくなってしまうこともあるかと思うんですが、この辺について考えていることをお願いします。

○大林政府参考人 御指摘のとおり、官報もそぞうでございますが、その他の手段で、例えばおつしやられるポスターの作成についても、基本的な費用としては給付資金から支出されるという問題がございまして、費用対効果という問題がござります。事案によっては、割合と被害者がはつきりしているものござりますし、今度の五ヶ会等の事件みたいに非常に広範囲に、多數にわたつてある場合もありますし、やはりそれぞれ、今の費用の問題を頭に置きつつ、工夫していく必要があるうかな、そういうふうに考えております。

○保坂(展)委員 被害回復給付金の支給申請期間

なんですけれども、これは、電気製品のメーカーが欠陥のストップを回収しようとしても、なかなかできない。新聞広告をたびたび出します。テレビのCMにも出します。それから個別に、各家庭にはがきも多分出したと思うんですね。それでも

完全じゃない。これは一〇〇%ということはあります、この手の全国にまたがるこういうものを、それでは申請してくださいよと、公告というんですかね、そういうふうに決めてから、そのかかる期間、これはやはり相当とった方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうなっていますか。

○大林政府参考人 被害回復法案の第七条第二項

は、支給申請期間につきまして、犯罪被害賠償支給手続を開始する旨の決定についての公告があつた日の翌日から起算して三十日以上の期間としなければならないとして、その下限を定めております。

あろうかと思ひます。その場合は、今のような三十日以上ということではなくて、あるいは数カ月のような期間をとらなきやいけない場合もあり得るのではないか、このように考えております。

○保坂(展)委員 それは多分その広報の手段との兼ね合いもあると思うんですが、相当やつてもなかなか十分な告知ができないということですか

あることから、検察官及び被害回復事務管理人の

調査権限を規定したものでござります。
このようないくつかの必要がある場合として、例えば、知
っている対象被害者の転居先を確認する必要が生
ずる場合などがその例の一として挙げられま
す。

○保坂(展)委員 続いて、被害回復事務管理人を置くことができるようになつたが、これを設ける設けないの判断はどういうふうに行われるのか、また、選任はどうするのかということについてお願ひします。

もござりますし、破産管財人等の仕事をやっておられる弁護士さんに関与させるのが適当であるという場合もございますので、このような制度を設けたものでござります。

○保坂(展)委員 参議院での議論を見ておりますと、これは裁定表の閲覧ということがかなり問題になつたようござります。被害回復給付金の申請者に対する裁判が行われたとき、不服申し立ての権利を保障するという趣旨、あるいは拒否裁定の当事者もこれを閲覧することができるという制

必要であると考えております。

ただ、委員がおつしやられるよう、それを悪用してといいますか、そういうものを報復的な措置に利用されるということは、私どもも非常にそこは気にしているところでございまして、基本的にはそういう資料について罰則がついているとい

う問題もありますし、それは頭に置きながら、事件関係者ではないかどうかということの本人確認に十分意を尽くす必要があると思います。

また、既に御答申し上げているとおり、裁定表に、住所等、氏名以外のもので本人を特定させることのできる記載というか、そういうようなものとなるべく記載させないように努力しなきやならないと思いますし、それから、この制度を動かしていくためには

今後細かい事項についていろいろ検討しなきゃなりませんので、その過程においてできることがあれば、これを踏まえていろいろと検討させていただきたいと考えております。

の議論の中で、残余財産の一般財政への繰り入れ
ということが議論されておりました。被害に対する
基金に充てるべきじゃないかと。

午前中の参考人質疑でも私は申し上げたんです
が、これは本当に法務省の基本指針や考え方を伺
う質問なんですが、大臣、例えば、車で過失でひ
かれてしまった場合には保険がおりますよね。と

ころか、故意に車によつてひかれた場合には、罪被害に対する見舞金でしようか、こういうことで、なかなか残つた遺族が生活を立てていくのに足らない。これは非常に矛盾があると思うんですね。

濟、経済的支援にはさまざまな考え方があると思うんですが、そういった被害を受けた方が損害を回復して経済的負担を軽減することができるよう支援を行なうことは極めて重要なことだと思います。

さまざまな考え方があり得ると思うんですが、現在、内閣府に経済的支援に関する検討会が設けられまして、検討が進められておりまして、そこで検討していくべきことが適当だと思っております。

法務省としても、先生からいろいろ今御意見がありましたけれども、それ以外の観点も含めまして、引き続き必要な検討は行ってまいりたいと思います。

○保坂(展)委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

組織的犯罪における損害、そして個人の犯罪における損害も、あるいは組織犯罪ではない何らかの犯罪における損害も、これは同じなんですね、受ける側にとっては。ですから、今回の制度を突破口にして、この均衡を図るべく努力をいただきたいと申し上げて、終わります。

○石原委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○石原委員長 これより両案を一括して討論に入りますが、その申し出があいませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、参議院送付、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、参議院送付、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○石原委員長 この際、ただいま議決いたしました両案に対し、棚橋泰文君外四名から、自由民主党・市民連合及び国民新党・日本・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高山智司君。

○高山委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議案に対する附帯決議の説明をいたします。

政府は、法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法の趣旨、内容等について、司法関係者及び犯罪被害者団体を始め、広く国民に周知徹底するよう努めること。

(議案)

濟、経済的支援にはさまざまな考え方があると思うんですが、現在我が府に経済的支援に関する検討会が設けられまして、検討が進められておりまして、そこで検討していただくことが適当だと思っております。

さまざまな考え方があり得ると思うんですが、現在我が府に経済的支援に関する検討会が設けられまして、検討が進められておりまして、そこで検討していただくことが適当だと思っております。

法務省としても、先生からいろいろ今御意見がありましたけれども、それ以外の観点も含めまして、引き続き必要な検討は行ってまいりたいと思います。

○石原委員長 ぜひ検討していただきたいと思つております。

五 被害回復給付金の申請者が安心して確実に申請できるよう、十分配慮するとともに、法の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。

六 被害回復事務管理人については、適任者を確保するとともに、被害回復事務が公平かつ適正に行われるよう十分配慮すること。

七 被害回復給付金の申請書に添付する疎明資料は、被害者や被害額を特定するためのものであることを十分に周知し、その趣旨を踏まえて適正な支給手続を行うよう努めること。

八 一般会計の歳入に繰り入れる給付資金に関しては、法の施行後の状況等を勘案し、これを新たに判明した犯罪被害者等に支給することができる制度、これを犯罪被害者支援団体等の経費に充てることができる制度等、犯罪被害者等の保護等に直接利用できる方策について、引き続き検討すること。

九 被害回復給付金の支給手続が迅速かつ確実になされるよう、検察官に対する研修の充実等を含め検察庁の人的・物的体制の整備に努めて、引き続き検討すること。

十 被害回復給付金の支給手続が迅速かつ確実になされるよう、検察官に対する研修の充実等を含め検察庁の人的・物的体制の整備に努めて、引き続き検討すること。

十一 被害回復給付金の支給対象となる犯罪被害者の範囲の拡大及び犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方については、法の施行後の状況等を勘案し、我が国の民事法制等との関連も踏まえつつ、引き続き検討すること。

十二 犯罪被害者等基本計画に基づき政府において検討が進められている被害者が刑事裁判に直接関与することのできる制度の導入等について、できるだけ早期に結論を出し、その結論に従つた施策を速やかに実施すること。

十三 犯罪被害者等への支援については、社会全体の理解と協力が必要不可欠であることを踏まえ、関係機関と民間団体との連携強化や犯罪被害者等に対する国や地方公共団体の財政支援の在り方等に関して、諸外国の施策や立法例等を勘案し、必要な施策の推進に努めること。

十四 被害回復給付金の支給申請期間について、易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

十五 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

十六 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

十七 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

十八 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

十九 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十一 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十二 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十三 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十四 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十五 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十六 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十七 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十八 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

二十九 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

三十 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

三十一 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

三十二 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

三十三 犯罪被害者等への支援により被害を被つた者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。

○石原委員長 次に、内閣提出、参議院送付、法の適用に関する通則法案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

法の適用に関する通則法案

〔本号末尾に掲載〕

○杉浦国務大臣 法の適用に関する通則法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、これを現代用語の表記にしようとするものでございます。

第一に、この法律案は、法例中の国際私法規定について、法律行為、不法行為、債権譲渡などに

の制限に関する取引保護、後見開始の審判等及び失踪宣告、外国人の被後見人等に対する日本法の適用に関する規定などの整備をすることとしております。

法例は、明治三十一年に制定された法律であります。

第二に、この法律案は、法例の表記を現代語化するとともに、その題名を変更しようとすることのあります。

第三に、この法律案は、片仮名の文語体で表記されていることから、利用者にわかりやすい平仮名の口語体に改めるべきであるという指摘がされております。そこで、

この法律案は、片仮名、文語体の表記を平仮名、口語体に改め、より利用者にわかりやすいものとすることとしております。また、題名についても、国民にわかりやすいものとするため、法の適

用に関する通則法に改めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

（附則）

第一章 総則

第二節 法律行為（第七条～第十二条）

第三節 物権等（第十三条）

第四節 債権（第十四条～第二十三条）

第五節 親族（第二十四条～第三十五条）

第六節 相続（第三十六条～第三十七条）

第七節 補則（第三十八条～第四十三条）

（法の適用に関する通則法）

第一章 この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。

第二章 法律に関する通則

（法律の施行期日）

第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

（法律と同一の効力を有する慣習）

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令

に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

（当事者の行為能力）

第一章 総則

第二節 人

（人の行為能力）

第四条 人の行為能力は、その本国法によつて定める。

（当事者の行為能力）

第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。

（失踪の宣告）

第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

（当事者の財産）

第七条 裁判所は、不在者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他の法律関係

の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に關係があるときはその法律関係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

（当事者の財産）

第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当时において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。

（当事者の選択）

第九条 当事者の選択がなされたときは、當該法律行為の当時に選択した地の法による。

（当事者の選択）

第十条 前項の場合において、法律行為において特徴

（当事者の選択）

的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に関係する二以上の事業所で法を異なる地に所在するものを有する場合にあってはその主たる事業所の所在地の法）を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

3 第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

（当事者による準拠法の変更）

第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

（法律行為の方式）

第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法（当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合にあっては、その変更前の法）による。

2 前項の規定にかかるず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

3 法を異にする地に在る者に対する意思表示については、前項の規定の適用に当たつては、その通知を発した地を行為地とみなす。

4 法を異にする地に在る者との間で締結された契約については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にかかるず、申込みの通知を発した地の法又は承諾の通知を発した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。

5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定又は処分する法律行為の方式については、適用しない。

（消費者契約の特例）

第十一條 消費者（個人・事業として又は事業の法人その他の社団又は財團及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）と事業者の間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であつても、消費者者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関するも

の間で、この条において「消費者契約」として同一の条件で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択が同一の条件で適用されるものとみなす。この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択が同一の条件で適用されるものとみなす。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けたいたときを除く。

二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けたとき、又は受けたいたときを除く。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

三 消費者契約の締結の當時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の當時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

（労働契約の特例）

第十二條 労働契約の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であつても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある地の法があるときは、当該他の地の法による。

2 前項の規定にかかるず、当該労働契約の成立及び効力については、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において同じ。）を当該労働契約においては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において同じ。）を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

（物権及びその他の登記をすべき権利）

第十三條 動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地による。

3 労働契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかるず、当該消費者契約の成立及び効力に関するも

の間で、この条において「消費者契約」として同一の条件で適用されるものとみなす。

4 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかるず、当該消費者契約の成立及び効力に関するも

の間で、この条において「消費者契約」として同一の条件で適用されるものとみなす。

5 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかるず、当該消費者契約の成立及び効力に関するも

の間で、この条において「消費者契約」として同一の条件で適用されるものとみなす。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けたとき、又は受けたいたときを除く。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けたとき、又は受けたいたときを除く。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

三 消費者契約の締結の當時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の當時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

（事務管理及び不当利得）

第十四條 事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による。

5 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択又は変更により適用すべき法が当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前二項及び第四項の規定にかかるず、当該消費者契約の方式に

の規定にかかるず、当該消費者契約の方式によ

り消費者的常居所地法が選択された場合におい

て、当該消費者契約の方式について消費者が専

らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者

に対し表示したときは、前二項及び第四項

の規定にかかるず、当該消費者契約の方式によ

り消費者的常居所地法によるべき旨の意

思を使用者に対し表示したときは、当該労働契

約の成立及び効力に関するも

の間で、この条において「消費者契約」として同一の条件で適用されるものとみなす。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異なる地に所在した場合であつて、消費者者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けたとき、又は受けたいたときを除く。ただし、消費者者が、当該事業者から、当該事業所の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

三 消費者契約の締結の當時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の當時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

（事務管理による準拠法の変更）

第十六條 事務管理又は不当利得の当事者は、そ

の原因となる事実が発生した後において、事務

管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができない。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(不法行為)

第十七条 不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見するとのできないものであつたときは、加害行為が行われた地の法による。

(生産物責任の特例)

第十八条 前条の規定にかかわらず、生産物(生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。)で引渡しがされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者(生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。)又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者(以下この条において「生産業者等」と総称する。)に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見するとのできないものであつたときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法、生産業者等が事業所を有しない場合にあつては、その常居所地法による。

(名譽又は信用の毀損の特例)

第十九条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名譽又は信用を毀損する不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法合によつては、その主たる事業所の所在地の法による。

(被害者が法人その他の社団又は財團である場合)(明らかにより密接な関係がある地がある場合)(法によつて生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の例外)

第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、不法行

為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

(当事者による準拠法の変更)

第二十二条 不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(不法行為についての公序による制限)

第二十三条 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、

2 2 不法行為について外國法によるべき場合において、當該外國法を適用すべき事實が日本法により不法となるときであつても、被害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求することができない。

(債権の譲渡)

第二十四条 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。

第五節 親族

(婚姻の成立及び方式)

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときは

その法により、そのいづれの法もないとときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

(夫婦財産制)

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

一 夫婦の一方が国籍を有する国の法

二 夫婦の一方の常居所地法

三 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法

3 3 前二項の規定により外國法を適用すべき夫婦財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。

4 4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外國法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に対抗することができる。

(離婚)

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

(嫡出である子の親子関係の成立)

第二十八条 夫婦の一方の本国法で子の出生の當時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする。

でない。

(婚姻の効力)

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときは

その法により、そのいづれの法もないとときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

(嫡出でない子の親子関係の成立)

第二十九条 嫡出でない子の親子関係の成立は、父との間の親子関係については子の出生の当時ににおける父の本国法により、母との間の親子関係についてはその当時ににおける母の本国法によ

る。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時ににおける子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

一 夫婦の一方が国籍を有する国の法

二 夫婦の一方の常居所地法

三 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法

3 3 前二項の規定により外國法を適用すべき夫婦財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。

4 4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外國法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に対抗することができる。

(離婚)

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

(養子縁組)

第二十八条 养子縁組は、縁組の当時ににおける養親となるべき者の本国法による。この場合にお

いて、養子となるべき者の本国法によればその若しくは第三者的承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備え

2 2 夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における夫の本国法を前項の夫の本国法とみなす。

(親子関係の成立)

第二十九条 嫡出でない子の親子関係の成立は、父との間の親子関係については子の出生の当時ににおける父の本国法により、母との間の親子関係の成立は、母との間の親子関係についてはその当時ににおける母の本国法によ

る。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時ににおける子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。

第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。

2 2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

一 夫婦の一方が国籍を有する国の法

二 夫婦の一方の常居所地法

三 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法

3 3 前二項の規定により外國法を適用すべき夫婦財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。

4 4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外國法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に対抗することができる。

(離婚)

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

(養子縁組)

第二十八条 养子縁組は、縁組の当時ににおける養親となるべき者の本国法による。この場合にお

いて、養子となるべき者の本国法によればその若しくは第三者的承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備え

2 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。

(親子間の法律関係)

第三十二条 親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法(父母の一方が死亡し、又は

同一である場合には子の本国法により、その他場合には子の常居所地法による。

(その他の親族関係等)

第三十三条 第二十四条から前条までに規定するもののはか、親族関係及びこれによって生ずる権利義務は、当事者の本国法によつて定める。

第三十四条 第二十五条から前条までに規定する親族関係についての法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

(後見等)

第三十五条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)は、被後見人、被保佐人又は被補助人(次項において「被後見人等」と総称する。)の本国法による。

2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法によつて行なわれる。

1 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がないとき。

2 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。
(相続)
第六節 相続

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。
(相続)

(遺言)

第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の当时における遺言者の本国法による。

(本国法)

第七節 補則

第三十八条 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国が常居所を有する国があるときはその国の法を、そ

の国籍を有する国の中に当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、

その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

2 当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第三十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第三十二条の規定の適用については、この限りでない。

3 当事者が地域により法を異なる国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあつては、当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。

3 当事者が常居所地法によるべき場合において、その常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

2 当事者の常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

1 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がないとき。

2 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。

3 当事者の常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

2 当事者の常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

1 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がないとき。

2 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。

3 当事者の常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

2 当事者の常居所地法によるべき場合には、その常居所地法による。

1 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がないとき。

2 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。

3 当事者の常居所地法による。

2 前項の規定は、当事者の常居所地が人的法を異にする場合における当事者の常居所地法で、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条规定により適用されるもの及び夫婦に最も密接な関係がある地が人的に法を異なる場合における夫婦に最も密接な関係がある地の法について準用する)。

2 施行日前にされた申立てに係る後見開始の審判等及び失踪の宣告については、新法第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前にその原因となる事実が発生したときは、日本法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。

5 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く。)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

2 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。

3 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。

4 施行日前にされた親族関係から生ずる扶養の義務については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く。)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

という。)前に生じた事項にも適用する。

第三条 施行日前にされた申立てに係る後見開始の審判等及び失踪の宣告については、新法第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた申立てに係る後見開始の審判等及び失踪の宣告については、新法第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前にその原因となる事実が発生したときは、日本法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。

5 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く。)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前にされた親族関係から生ずる扶養の義務については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く。)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

18 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

21 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

22 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条(第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八十八条第一項中「法律」を「法」に改める。

第八十九条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第九十条、第九十一条、第九十二条第一項、第九十三条及び第九十四条中「法律」を「法」に改める。

(小切手法の一部改正)

第六条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一
部を次のように改正する。

第七十六条及び第七十七条中「法律」を「法」に改める。

第七十八条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第七十九条第一項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「法律」を「法」に改める。

(遺言の方式の準拠法に関する法律の一部改正)

第七条 遺言の方式の準拠法に関する法律(昭和三十九年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第二条中「法律の二」を「法のいづれか」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「法律」を「法」に改める。

第三条中「法律の二」を「法のいづれか」に改める。

第六条中「地方」を「地域」に、「法律」を「法」に改める。

第七条中「法律」を「法」に改め、同条に次の二項を加える。
2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時居所を有した地の法を遺言者がその当時住所を有した地の法とする。

(扶養義務の準拠法に関する法律の一部改正)

第八条 扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六十一年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

正する。

第二条第二項中「適用すべき法律」を「適用すべき法」に、「日本の法律」を「日本法」に改める。

第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「法律」を「法」に改める。

第八条第二項中「外国の法律」を「外国法」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第九条 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の一
部を次のように改正する。

第三十三条中「日本の法律」を「日本法」に改める。

理由

国際的な取引等の増加及び多様化をはじめとする社会経済情勢の変化並びに近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等をより適切なものに改めるとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年六月二十二日印刷

平成十八年六月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D